

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各課共通

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 中央市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、中央市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

市長が災害対策本部を設置する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が市内で発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

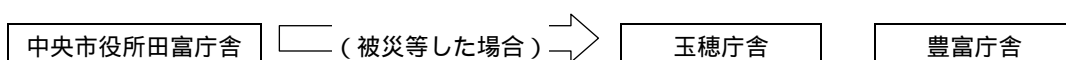
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を中央市役所田富庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
市職員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県知事	県防災行政無線（FAX）、電話
甲府地区消防本部	県防災行政無線、電話
南甲府警察署	電話、連絡員
近隣市町村	県防災行政無線、電話
市内関係機関	防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	防災行政無線、広報車、口頭（区長等を通じて）

4 災害対策本部の設置場所

中央市役所田富庁舎の2階東会議室に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。



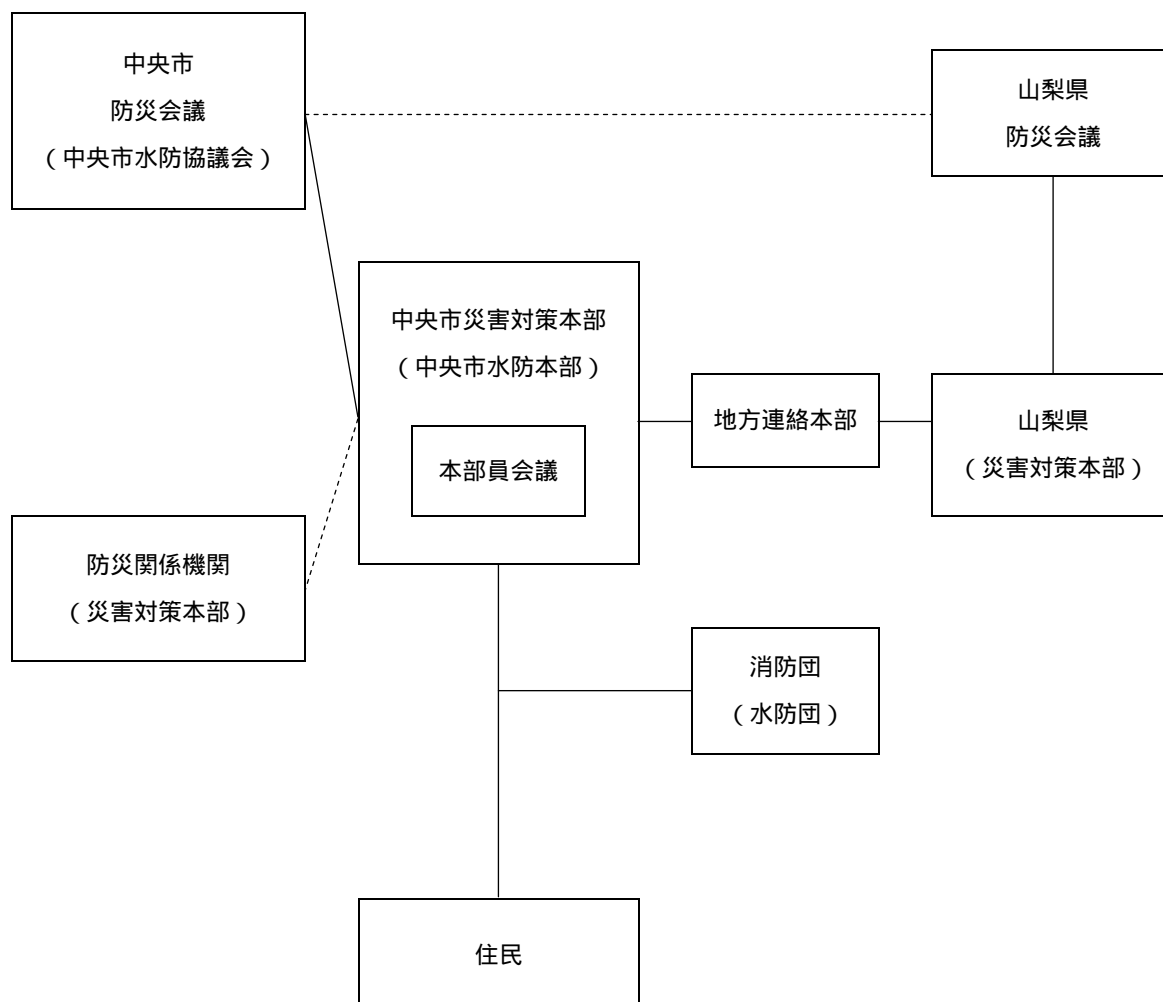
5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。

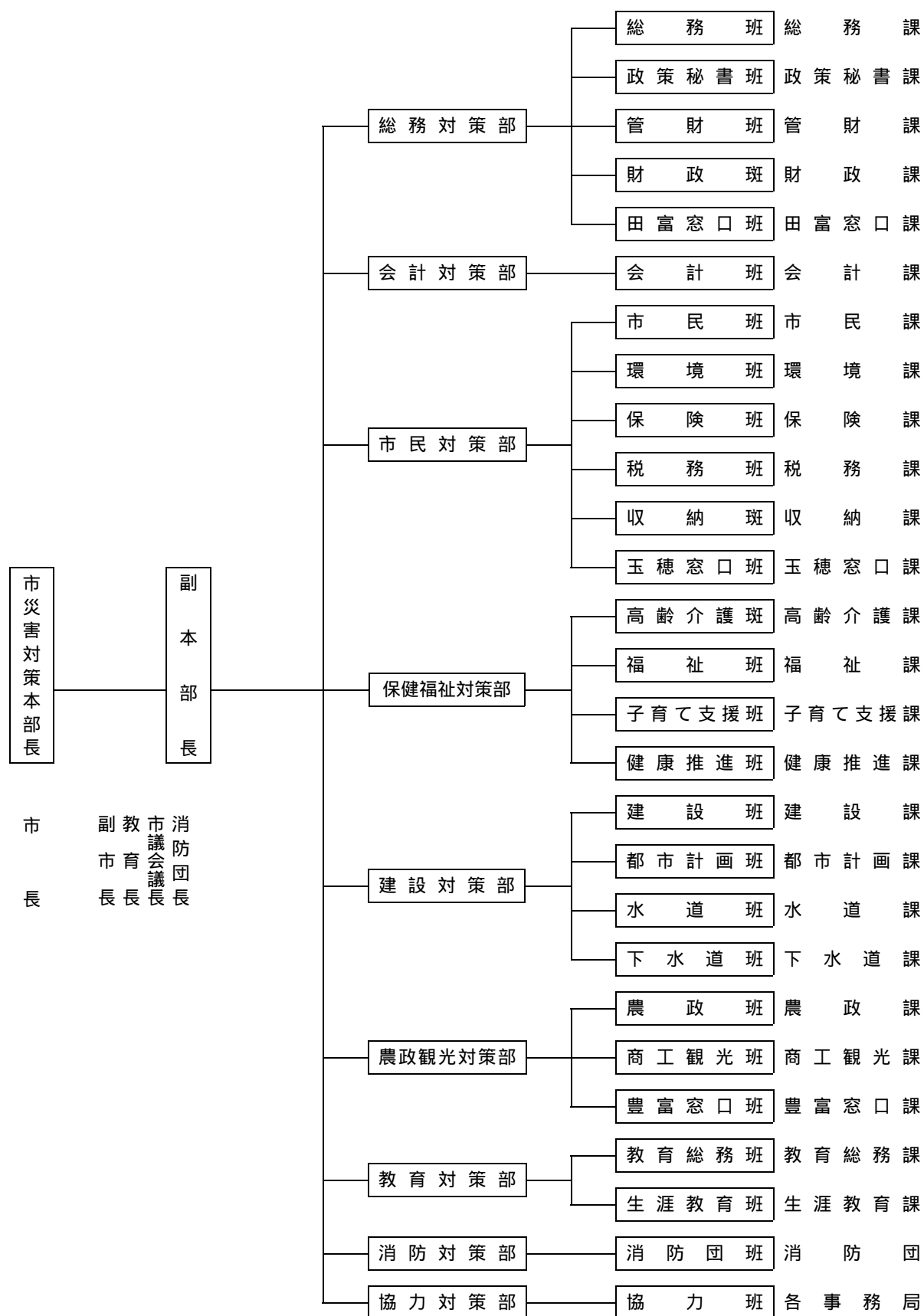
第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務部長

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 中央市防災組織系統図



2 中央市災害対策本部機構図



3 分担任務

- (1) 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属する各部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- (4) 本部には、部をおき、部には部長をおく。
- (5) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (6) 所掌事務に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

4 中央市災害対策本部所掌事務

部名（部長）	班名（班長）	分 掌 事 務
総 務 対 策 部 （総務部長）	総 務 班 （総務課長）	1 市災害対策本部の設置に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 防災行政無線の管理に関すること。 4 O A機器類の点検、安全確保対策に関すること。 5 職員の動員配備、調整に関すること。 6 関係機関から、各種情報の収集に関すること。 7 住民等への避難指示等の伝達に関すること。 8 職員の被災状況・参集状況の把握に関すること。 9 被害状況の取りまとめに関すること。 10 県、他市町村、自衛隊、応援協定締結先等への応援要請に関すること。 11 県への被災状況等の報告に関すること。 12 消防団への情報伝達に関すること。 13 各自主防災会との連絡調整に関すること。 14 交通安全の確保に関すること。
	政 策 秘 書 班 （政策秘書課長）	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 住民への広報活動に関すること。 3 報道機関への情報提供、協力要請等に関すること。 4 災害対策本部関連文書の記録・保存等に関すること。 5 外国人の安全確保及び支援に関すること。
	管 財 班 （管財課長）	1 庁舎の維持、管理に関すること。 2 所管施設（公園施設を含む。）の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 庁用自動車の集中管理、配車等に関すること。 4 緊急通行（輸送）車両の確認申請に関すること。
	財 政 班 （財政課長）	1 本部活動費等の予算編成に関すること。 2 義援金の受付、保管、配分に関すること。 3 部内他班への協力に関すること。
	田 富 窓 口 班 （田富窓口課長）	1 住民からの相談、問い合わせ等の対応に関すること。 2 部内他班への協力に関すること。
会 計 対 策 部 （会計管理者）	会 計 班 （会計課長）	1 本部活動費等関係経費の出納に関すること。 2 各部への応援に関すること。
市 民 対 策 部 （市民部長）	市 民 班 （市民課長）	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 住民からの相談、問い合わせ等の処理等に関するこ

		と。 3 行方不明の受付、行方不明者リストの作成に関する こと。 4 埋火葬許可証の発行に関すること。
	環 境 班 (環境課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関する こと。 2 廃棄物処理に関すること。 3 被災地における環境衛生の保全に関する こと。 4 中巨摩地区広域事務組合との連絡調整に 関すること。 5 死体の処理及び埋火葬に関すること。 6 ごみ及びし尿の収集、処理に関する こと。 7 被災動物の保護に関すること。
	保 険 班 (保険課長)	1 医薬品、衛生材料の調達に関する こと。 2 負傷者の収容及び応急処置に関する こと。 3 感染症予防に関すること。 4 臨時予防接種に関すること。 5 被災者への臨時健康相談・健康診断に 関すること。
	税 務 班 (税務課長)	1 家屋等の被害状況調査に関する こと。 2 市有財産及び営造物の被害調査及び 応急対策に関する こと。 3 出勤職員等への給食準備に関する こと。 4 被災住民への税関係の相談に関する こと。 5 救援物資、調達物資の受付、仕分けに 関すること。 6 市民税等の減免、徴収猶予措置に関 すること。
	収 納 班 (収納課長)	1 応急対策に必要な予算編成に関する こと。 2 部内各班への応援に関する こと。
	玉 穂 窓 口 班 (玉穂窓口課長)	1 住民からの相談、問い合わせ等の 処理に関する こと。 2 玉穂地区の被害状況・応援要請の 取りまとめ、市災害 対策本部への報告に関する こと。 3 避難所の開設、運営に関する こと。 4 児童生徒の安否確認に関する こと。 5 来庁者の避難誘導に関する こと。 6 部内他班への協力に関する こと。
保 健 福 祉 対 策 部 (保健福祉部長)	高 齢 介 護 班 (高齢介護課長)	1 地域包括支援センターの被害状況 調査、応急対策に 関すること。 2 高齢者その他特に配慮を要する 者の安全確保及び支援 に関する こと。
	福 祉 班 (福祉課長)	1 避難所(福祉避難所を含む)の開 設、運営に関 すること。 2 障害者その他特に配慮を要する 者の安全確保及び支援 に関する こと。 3 社会福祉協議会との連携協力の 関すること。 4 社会福祉団体、社会福祉施設と の連絡調整に 関すること。 5 ボランティアの受付に関する こと。 6 災害救助法の適用に関する こと。 7 災害弔慰金の支給等に関する こと。

		8 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 9 リ災証明書の発行に関する事。
	子 育 て 支 援 班 (子育て支援課長)	1 保育児童、施設利用児童等の避難誘導に関する事。 2 保育園、児童館等の被害状況調査、応急対策に関する事。 3 所管施設の被害状況調査、応急対策に関する事。
	健 康 推 進 班 (健康推進課長)	1 診療所、所管施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 2 避難所の開設、運営に関する事。 3 医薬品、衛生材料の調達に関する事。 4 中巨摩医師会への協力要請に関する事。 5 保健師の手配に関する事。 6 感染症予防に関する事。 7 臨時予防接種に関する事。 8 負傷者の収容及び応急処置に関する事。 9 被災者への臨時健康相談・健康診断に関する事。 10 被災地、避難所における食品衛生管理に関する事。 11 被災住民に対するこころのケア対策に関する事。
建 設 対 策 部 (建設部長)	建 設 班 (建設課長)	1 道路、橋梁、河川の被害状況調査、応急対策に関する事。 2 緊急輸送路の確保に関する事。 3 応急活動に必要な重機等の調達に関する事。 4 障害物、がれきの除去に関する事。 5 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関する事。 6 被災建築物、被災宅地応急危険度判定に関する事。 7 市営住宅の被害調査、応急対策に関する事。 8 水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関する事。 9 水防に係る応急復旧資材の調達及び保管に関する事。
	都 市 計 画 班 (都市計画課長)	1 都市計画施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 2 土地区画整理事業地内の被害状況調査、応急対策に関する事。
	水 道 班 (水道課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 2 上水道施設、簡易水道施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 応急給水用資機材の調達に関する事。 5 甲府市水道局との連絡、協力要請等に関する事。 6 水質検査に関する事。 7 指定給水装置工事事業者の応援協力に関する事。
	下 水 道 班 (下水道課長)	1 下水道施設の被害状況調査、応急対策に関する事。 2 仮設トイレの確保、設置に関する事。 3 下水道排水設備指定工事店の応援協力に関する事。

農政観光対策部 (農政観光部長)	農政班 (農政課長)	1 所管施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 2 関係団体、シルクの里振興公社等との連絡に関すること。 3 農林道、農業用排水路、家畜施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 4 食料、生活必需品、燃料等の確保に関すること。 5 農作物及び農業用施設の被害調査、応急対策に関すること。 6 病虫害の防除に関すること。 7 畜産の感染症予防に関すること。 8 死亡獣畜の処理に関すること。
	商工観光班 (商工観光課長)	1 商工業の災害対策及び被害調査に関すること。 2 商工業者に対する融資に関すること。 3 観光協会との連絡に関すること。 4 観光等の安全確保対策に関すること。
	豊富窓口班 (豊富窓口課長)	1 住民からの相談、問い合わせ等の処理に関すること。 2 豊富地区の被害状況・応援要請の取りまとめ、市災害対策本部への報告に関すること。 3 避難所の開設、運営に関すること。 4 児童生徒の安否確認に関すること。 5 来庁者の避難誘導に関すること。 6 部内他班への協力に関すること。
教育対策部 (教育長)	教育総務班 (教育総務課長)	1 児童生徒、施設利用者の避難誘導に関すること。 2 文教施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 避難所の開設、運営に関すること。 4 児童生徒の安否確認に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。 6 炊出しに伴う学校給食共同調理場の利用に関すること。 7 学用品の給与に関すること。
	生涯教育班 (生涯教育課長)	1 施設利用者の避難誘導に関すること。 2 社会教育施設、社会体育施設の被害状況調査、応急対策に関すること。 3 避難所の開設、運営に関すること。 4 文化財の被害状況調査、応急対策に関すること。
消防対策部 (消防団長)	消防団班 (消防副団長)	1 消防に関すること。 2 水防に関すること。 3 住民の避難誘導に関すること。 4 住民への情報伝達に関すること。 5 救出・救護活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。
協力対策部 (議会事務局長)	協力班 (議会事務局員)	1 議会議員との連絡調整に関すること。 2 議会への報告等に関すること。 3 各部への応援に関すること。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部は「中央市役所田富庁舎2階小会議室」に設置するものとする。

第2節 職員配備計画

各課共通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

中央市災害対策本部配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
第1配備 その1	1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 震度3の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	総務部の最小限の人員をもって警戒体制をとる。 【措置内容】 ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握	【対応事務】 ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡 ・ 総務部（総務課員）は各種気象情報又は地震情報を本部長並びに副本部長及び関係部長等に連絡	・ 総務課 (2人)
第1配備 その2	1 その1と同じ。 2 震度4の地震が発生したとき。	小規模の災害が予想されそうな場合又は発生した場合 【措置内容】 ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握 ・ 必要に応じ関係機関との連絡	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・ パトロール ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡 ・ 被害予想区域の住民への広報 ・ 災害情報に関する広報 ・ 本部長、副本部長等への報告 ・ 被害がある場合は応急対策の実施 ・ 被害状況の県への報告	・ 総務課 (2人) ・ 並びに次に掲げる課の長が必要に応じ指名する職員 政策秘書課 管財課 建設課 都市計画課 農政課 (約5人)
第2配備	1 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 2 震度5弱又は5強の地震が発生し	小規模の災害が局地的に発生し、又は発生するおそれがあるときに対応し得るもので、事態の推移に伴い速やかに第3配備に移行できる体制とする。 【措置内容】	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・ 前記第1配備その2に掲げる事務 ・ 被害状況の県への報告（震度5強以上は消防庁にも報告）	・ 課長以上全員 ・ 前記第1配備その2に掲げる課員全員 ・ 並びに、別に定める地

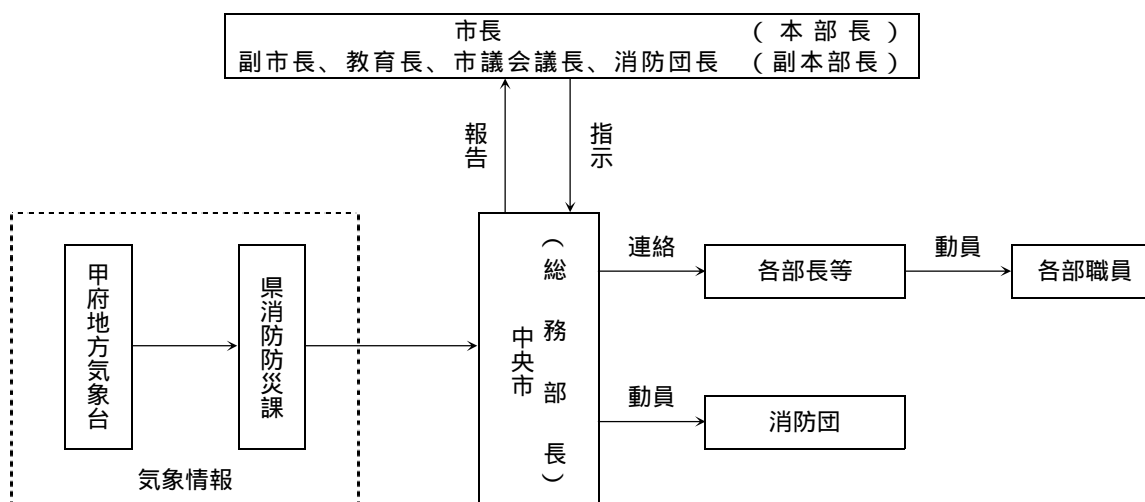
	たとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡 ・必要により災害対策本部の設置	・その他次の事務の実施 (1) 市内被害状況調査の実施 (2) 警察等関係機関との連絡 (3) 応急対策の実施	区支部職員等配備要員 ・並びにその他の課で長が指名する職員
第3配備	1 大規模な災害()が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 災害対策本部を設置したとき、又は災害対策本部長が配備を指示したとき。 3 震度6弱以上の地震が発生したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。 【措置内容】 ・災害対策本部設置 ・全職員が配備	災害対策に全力を集中する。各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。 【対応事務】 ・被害状況調査の実施 ・本部員会議の開催 ・応急対策方針の決定 ・広域応援要請の検討 ・物資、資機材の調達 ・その他応急対策の実施	全職員

「大規模な災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

第2 配備及び参集体制

1 勤務時間中における伝達及び配備

- (1) 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務部長は、各部長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等により徹底する。
- (2) 各部長は直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。
- (3) 総務部長は、消防団長に非常配備を伝達する。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (1) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想さ

れるときは、直ちに本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長、市議会議員、消防団長）及び総務部長に報告するものとする。総務部長は、各部長を通じ職員に非常配備を伝達する。

(2) 総務部長は、消防団長に非常配備を伝達する。

(3) 連絡を受けた本部員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

(4) 自主参集

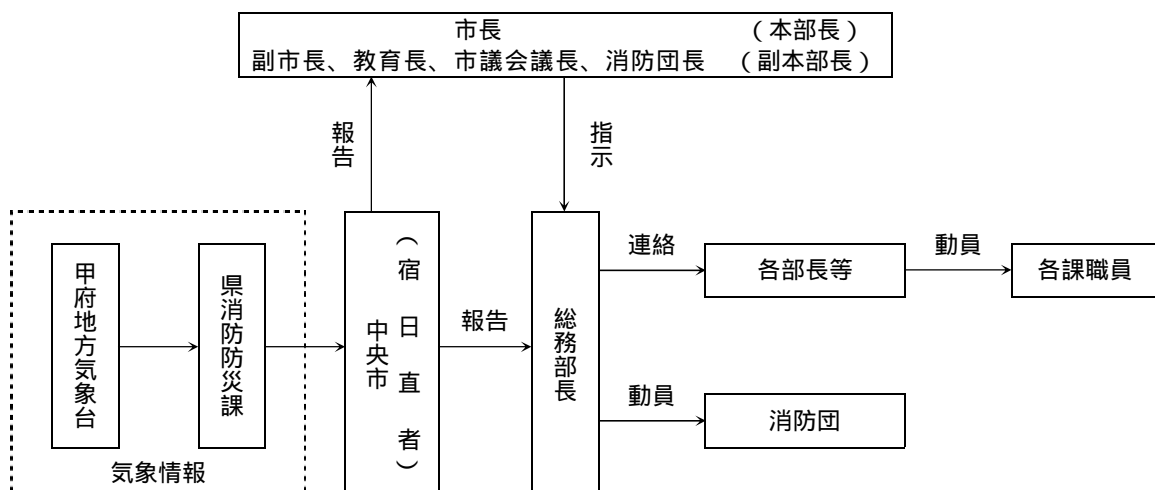
勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

(5) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、最寄りの庁舎、指定避難場所等の公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(6) 初動体制の確立

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員をあらかじめ緊急対策班員として指名する。緊急対策班員は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、各種情報の収集、報告など初動活動にあたるものとする。



3 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務部長を通じて本部長に報告を行う。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長に要請するものとする。

(1) 応援内容

(2) 応援を要する人数

(3) 応援を要する日時

(4) 出勤場所

(5) その他必要事項

2 動員の措置

(1) 総務部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の指示を行うものとする。

(2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策方針を決定するものとする。

第3節 応援協力要請計画

総務課

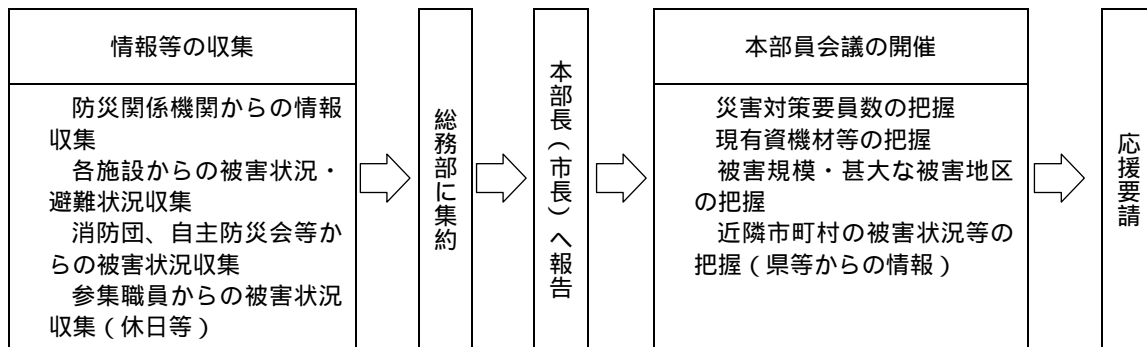
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあっ旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書に

より行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- (1) 派遣のあっ旋を求める理由
- (2) 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっ旋について必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、次表のとおりあらかじめ相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表のとおりである。

相互応援協定名	協定締結先	相互応援協力内容
災害時における相互応援に関する協定	中部西関東市町村地域 連携軸協議会構成会員 市町村	救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 被災者を一時収容するための施設の提供 前記～に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・ 都留市・大月市・韮崎 市・南アルプス市・甲 斐市・笛吹市・北杜 市・上野原市・山梨 市・甲州市・中央市	食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 被災者及び避難者(以下「被災者等」という。)の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 被災者等を一時受入れるための施設の提供 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 前記～に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの
災害時の応援に関する協定	相良町・御前崎町・昭 和町・玉穂町	災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 災害応急措置及び応急復旧に必要な車両等の貸与 災害応急措置及び応急復旧に必要な職員等の

		派遣 前記 ～ に定めるもののほか特に要請のあった応援
消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町	火災等の災害発生時に、相互の消防力を活用した、災害による被害の最小限度の防止
中央自動車道消防相互応援協定	上野原市・大月市・都留市・富士五湖消防組合・富士吉田市・西桂町・河口湖町・東山梨消防組合・東八代広域行政事務組合・甲府地区広域行政事務組合・甲府市・昭和町・峡北広域行政事務組合・韮崎市	関係市町村の区域内の高速道路上における消防・救急業務を必要とする事故に関する相互応援
災害時における田富郵便局、田富町間の協力に関する覚書 (玉穂町も同様に締結)	田富郵便局	災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策 郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 市が所有し、又は管理する施設及び用地の提供 郵便局又は市が収集した被災住民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 郵便局は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置 その他前記 ～ に定めのない事項で、協力できる事項
道路破損等の情報提供に関する覚書	東京電力櫛形営業所	東京電力櫛形営業所が市に提供する情報 ア 道路標識等の損傷 イ 道路・橋・トンネル等の陥没、崩落の危険箇所 ウ ゴミの不法投棄の発見 市が東京電力櫛形営業所に提供する情報 ア 電線への樹木の倒壊・接触等 イ 電柱の傾斜等
災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	中央市建設協力会	公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送 その他中央市が必要とする業務

市町村名等は、協定締結時のもの

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・ 災害時の応援に関する協定書	P 343
	・ 消防相互応援協定	P 345
	・ 中央自動車道消防相互応援協定書	P 346
	・ 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 349
	・ 道路損傷等の情報提供に関する覚書	P 351
	・ 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 353

2 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、総務部に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

市及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

施設名	所在地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740—76	(055) 273—1473

3 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資 料 編	・ ヘリコプター主要発着場一覧	P 331
	・ 自衛隊宿泊予定施設一覧	P 331

別表

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

締 結 市 町 村	電話番号	県防災行政無線	締結協定
甲府市	055—237—1161	電話・F A X 共通—008	
韮崎市	0551—22—1111	〃 —013	
甲斐市	0551—28—2211	〃 —016	、
北杜市（旧須玉町、旧明野村、旧高根町、 旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川 村、旧小淵沢町）	0551—42—1111	〃 —015	
昭和町	055—275—2111	〃 —027	、
南アルプス市（旧八田村、旧白根町、旧芦 安村、旧若草町、旧櫛形町、旧甲西町）	055—282—1111	〃 —014	
市川三郷町（旧市川大門町、旧三珠町、旧 六郷町）	055—272—1101	〃 —021	
身延町	0556—36—0011	〃 —025	
増穂町	0556—22—3111	〃 —022	
鯉沢町	0556—22—2151	〃 —023	
早川町	0556—45—2511	〃 —024	
南部町（旧富沢町、旧南部町）	0556—66—2111	〃 —026	

災害時における相互応援に関する協定書

災害時の応援に関する協定書

第4節 自衛隊災害派遣要請計画

総務課

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、やむを得ない事態と認めるもので他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場合の避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む。消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要の措置

第2 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

市長が、知事に災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急のときは電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、市長は、直接部隊に通知するものとする。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(1) 一般災害派遣要請の場合

ア 提出（連絡）先 山梨県総務部消防防災課

イ 提出部数 1 部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請依頼とする理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

緊 急 の 場 合 の 連 絡 先

部 隊 名	電 話 番 号	F A X 番 号	県防災行政無線 (衛星系)
陸上自衛隊第1特科隊	(0555) 84—3135 3136 (内線238)	(0555) 84—3135 3136 (内線353)	電話・F A X 共通—051
	夜間 (0555) 84—3135 (内線280、302)		

資 料 編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書

P 414

2 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

第3 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

(1) 作業箇所及び作業内容

(2) 作業の優先順位

(3) 資材の種類別保管(調達)場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を総務部に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

このうち、市は、あらかじめヘリコプター発着場及び災害時派遣された部隊の宿泊予定施設を定めている。被災場所、施設の被害状況等を勘案し、この中から適切な施設を選定して使用するものとする。

なお、宿泊予定施設の中には、避難所に指定されている施設もあるので、災害時には各避難所における避難状況を迅速に把握し、その中から適切な施設を宿泊施設とするものとする。

- (1) 本部事務室
- (2) 宿舍
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さを有するものとする。）
- (4) 駐車場
- (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場（２方向に障害物のない広場（ＵＨ—１型　１機約50m×50m））

資　料　編　・ヘリコプター主要発着場一覧	P 331
・自衛隊宿泊予定施設一覧	P 331

第４　災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第５　経費の負担区分

市が被災し、自衛隊の派遣を受けた場合の自衛隊の救援活動経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- １　必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- ２　宿泊に必要な土地、建物の経費
- ３　宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ４　救援活動実施の際に生じた損害の補償
- ５　その他疑義のあるときは、自衛隊と市で協議するものとする。

第５節　消防防災ヘリコプター出動要請計画

総務課
消防本部

災害の状況に応じ、消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第１　要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- １　災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ２　市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- ３　その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第２　消防防災ヘリコプター緊急運航基準

１　基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

公　共　性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊　急　性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。

非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。
---------	--

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度 5 弱以上で情報収集に出勤）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防御活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

第 3 緊急運航の要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長が、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき行うものとし、「第 1 要請基準」に該当する事態が発生した場合には、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、資料編掲載の「消防防災航空隊出場要請書」により、ファクシミリを用いて行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

資 料 編	・ 飛行場外離着陸場一覧	P 331
	・ ヘリコプター主要発着場一覧	P 331
	・ 消防防災航空隊出場要請書	P 415

第4 受入体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

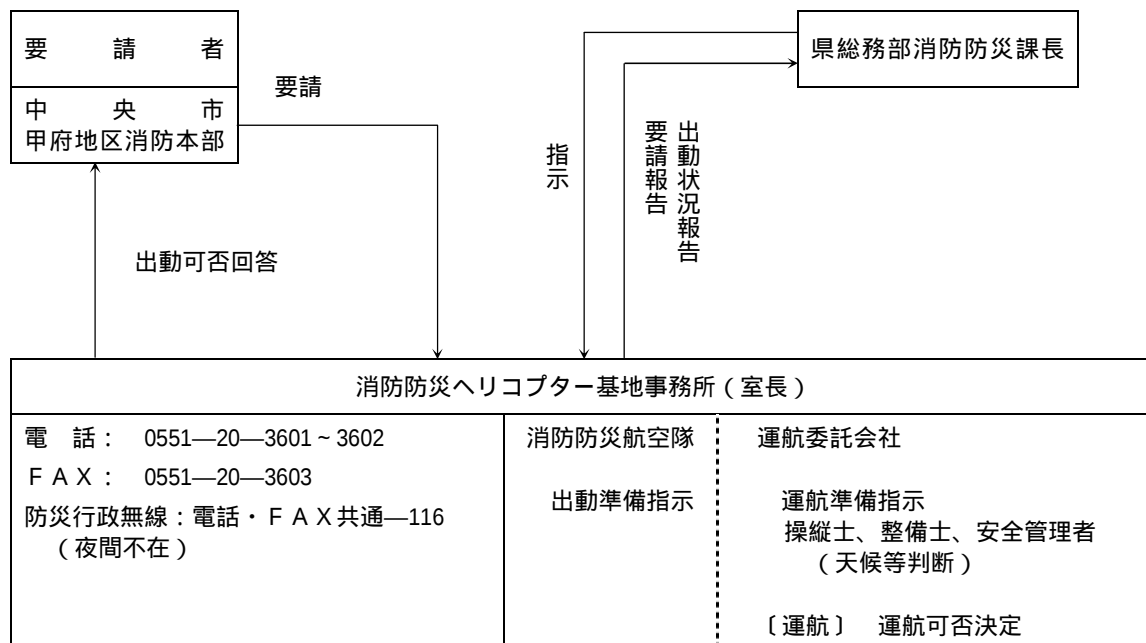
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

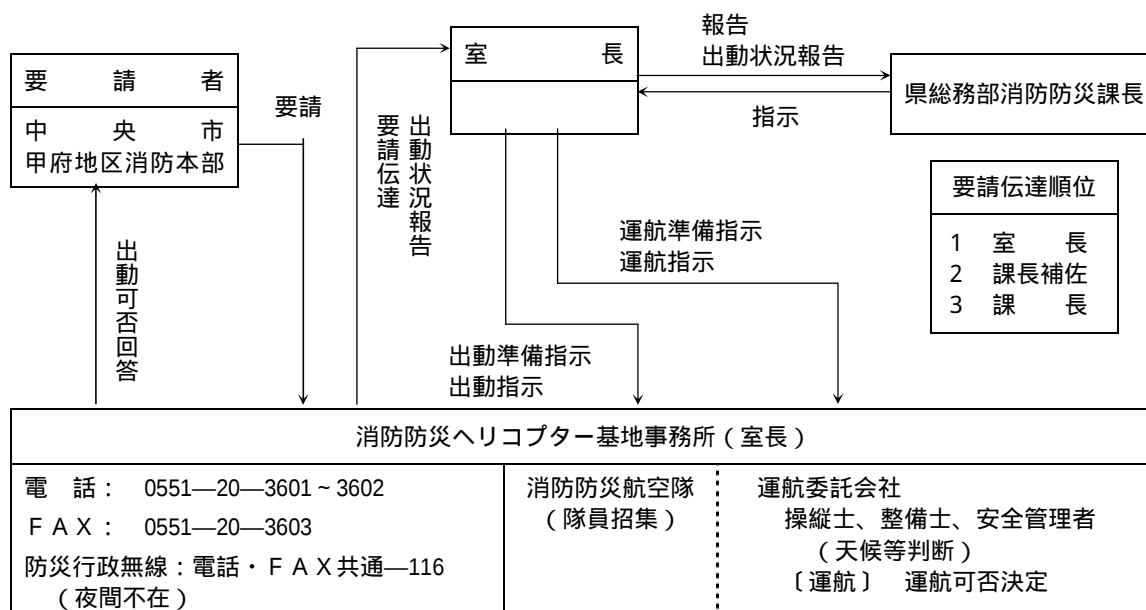
別表 1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図

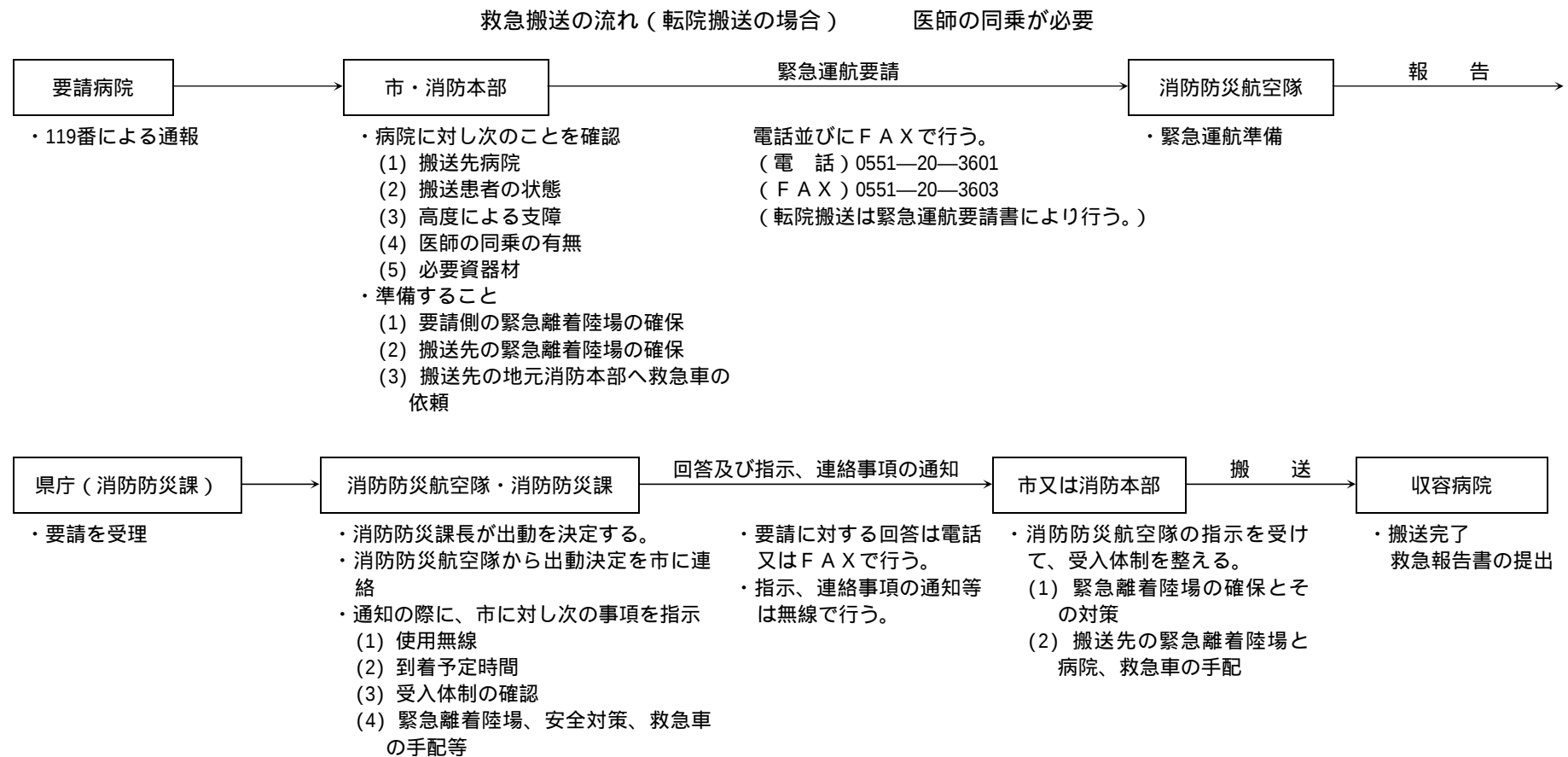


2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



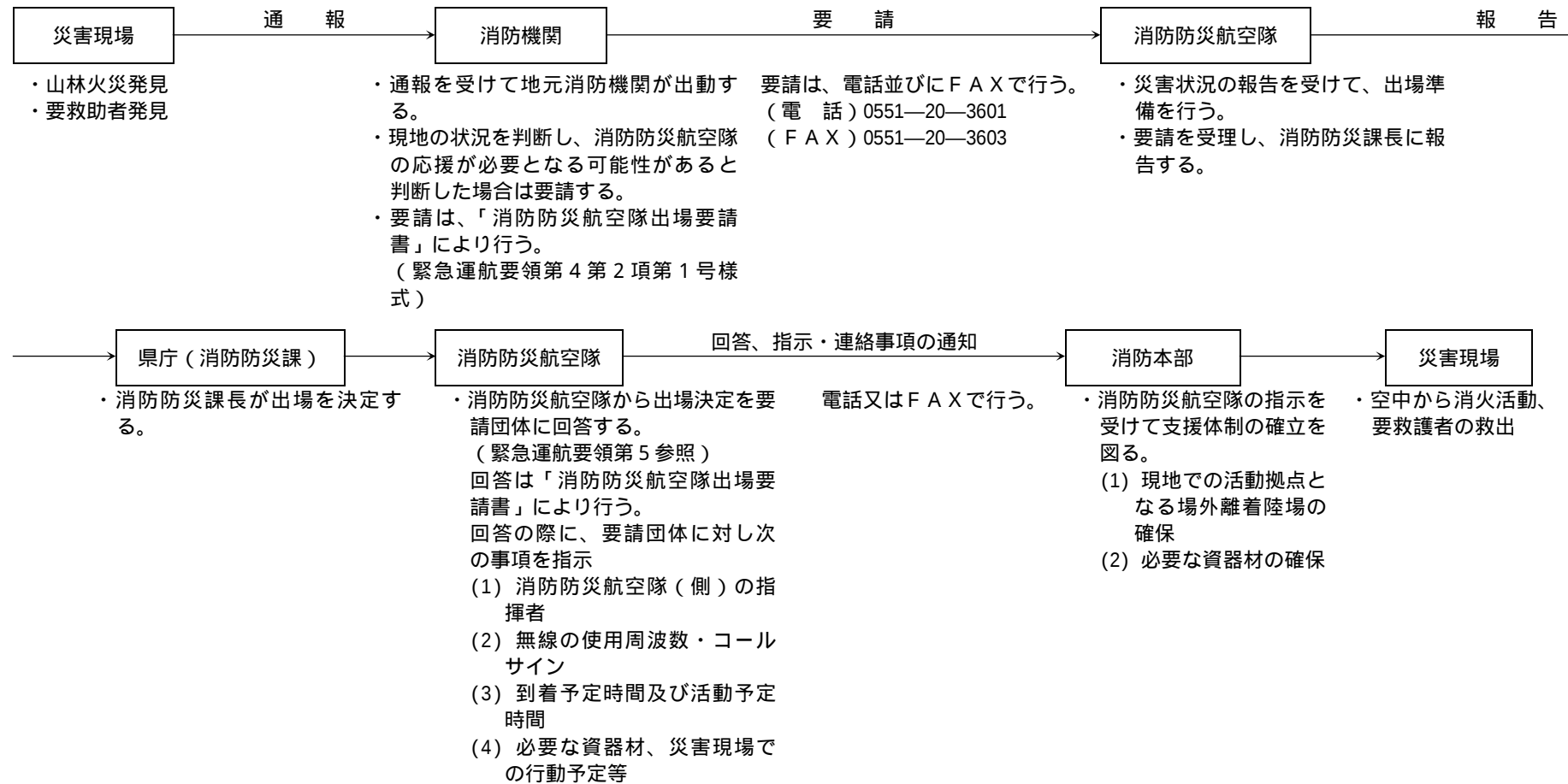
（夜間の場合） 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

別表 2



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ（山林火災・人命救助の場合）



第6節 予報及び警報等の伝達計画

総務課 政策秘書課
玉穂窓口課 豊富窓口課

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報・警報の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類と定義

種 類	定 義
天 気 予 報	予報発表時から3日以内の風、天気、降水確率、気温等の予報
地 方 天 気 分 布 予 報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を24時間先まで分布図形式で行う予報
地 域 時 系 列 予 報	代表的な地域又は地点を対象に3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を24時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週 間 天 気 予 報	翌日から7日間（信頼度を含む。）の天気、降水確率、気温等の予報
注 意 報	気象等により災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	気象等により重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報
気 象 情 報	気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度発現する記録的な短時間大雨を観測又は解析したとき、速やかに発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、警戒を促す情報

(2) 注意報の種類と発表基準

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

種 類	標 題	発 表 基 準
気 象 注 意 報	強 風	平 均 風 速 12m / s 以上（甲府地方気象台 14m / s）
	風 雪	平 均 風 速 12m / s 以上（甲府地方気象台 14m / s） 雪を伴う
	大 雨	1 時間雨量 中北地域、峡東地域 盆地20mm以上、山地40mm以上 峡南地域 40mm以上 東部・富士五湖 40mm以上
		3 時間雨量 中北地域、峡東地域 盆地40mm以上、山地80mm以上 峡南地域 80mm以上 東部・富士五湖 80mm以上
		24時間雨量 中北地域、峡東地域 盆地70mm以上、山地150mm以上 峡南地域 150mm以上 東部・富士五湖 150mm以上
	大 雪	24時間降雪の深さ 中北地域、峡東地域 盆地 5 cm以上、山地10cm以上 峡南地域 10cm以上 東部・富士五湖 10cm以上
	濃 霧	視 程 100m以下
	雷	落雷等により被害が予想されるとき

一般の 利用に 適合する もの		乾 燥	実効湿度50%以下で、最小湿度25%以下（但し気象官署の値）	
		な だ れ	表層なだれ	24時間の降雪の深さが30cm以上あって気象変化の激しいとき
			全層なだれ	積雪の深さが50cm以上あって、甲府の最高気温が15以上で、かつ24時間降水量が20mm以上のとき
		着 氷 (雪)	通信線や送電線等に著しい着氷（雪）が予想されるとき	
		霜	早霜・晩霜期に最低気温が3 以下のとき	
		低 温	夏期：甲府の最低気温が16 以下、または河口湖の最低気温が12 以下の日が2日以上続くとき 冬期：最低気温が甲府で - 6 以下、河口湖で - 10 以下のとき	
	その他の 注意情報	洪 水	1 時間雨量	中北地域、峡東地域 盆地20mm以上、但し総雨量50mm以上 山地40mm以上、但し総雨量100mm以上 峡南地域 40mm以上、但し総雨量100mm以上 東部・富士五湖 40mm以上、但し総雨量100mm以上
			3 時間雨量	中北地域、峡東地域 盆地40mm以上、山地80mm以上 峡南地域 80mm以上 東部・富士五湖 80mm以上
			24時間雨量	中北地域、峡東地域 盆地70mm以上、山地150mm以上 峡南地域 150mm以上 東部・富士五湖 150mm以上
		浸水 1	浸水によって災害が起きるおそれがあるとき	
適合するもの 2 水防活動 利用に	水防活動用 気象注意報	大 雨	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ	
	水防活動 用洪水注意報	洪 水	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ	

(3) 警報の種類と発表基準

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

種 類	標 題	発 表 基 準	
一 般	気 象 警 報	暴 風	平 均 風 速 20m / s 以上
		暴 風 雪	平 均 風 速 20m / s 以上、雪を伴う
		大 雨	1 時間雨量 中北地域、峡東地域 盆地40mm以上、但し総雨量100mm以上、山地60mm以上、但し総雨量100mm以上 峡南地域 60mm以上、但し総雨量100mm以上 東部・富士五湖 60mm以上、但し総雨量100mm以上
			3 時間雨量 中北地域、峡東地域 盆地80mm以上、山地120mm以上 峡南地域 120mm以上 東部・富士五湖 120mm以上

の 利 用 に 適 合 す る も の			24時間雨量	中北地域、峡東地域 盆地150mm以上、山地250mm以上 峡南地域 250mm以上 東部・富士五湖 250mm以上
		大 雪	24時間降雪 の 深 さ	中北地域、峡東地域 盆地20cm以上、山地40cm以上 峡南地域 40cm以上 東部・富士五湖 40cm以上
	そ の 他 の 警 報	洪 水	1 時間雨量	中北地域、峡東地域 盆地40mm以上、但し総雨量100mm 以上、山地60mm以上、但し総雨量100mm以上 峡南地域 60mm以上、但し総雨量100mm以上 東部・富士五湖 60mm以上、但し総雨量100mm以上
			3 時間雨量	中北地域、峡東地域 盆地80mm以上、山地120mm以上 峡南地域 120mm以上 東部・富士五湖 120mm以上
			24時間雨量	中北地域、峡東地域 盆地150mm以上、山地250mm以上 峡南地域 250mm以上 東部・富士五湖 250mm以上
		浸水 1	浸水によって重大な災害が起きるおそれがあるとき	
		地面現象 1	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起きる おそれがあるとき	
も の 利 用 に 適 合 す る も の	水防活動用 気 象 警 報	大 雨	一般の利用に適合する大雨警報に同じ	
	水防活動用 洪水注意報	洪 水	一般の利用に適合する洪水警報に同じ	

注 1 発表基準欄に記載した数値は、山梨県における過去の気象災害発生頻度と気象条件との関係を調査して定めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

注 2 1 この注意報・警報は「浸水」、「地面現象」の標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の大雨・洪水の各注意報・警報をもっていい、水防活動の語は用いない。

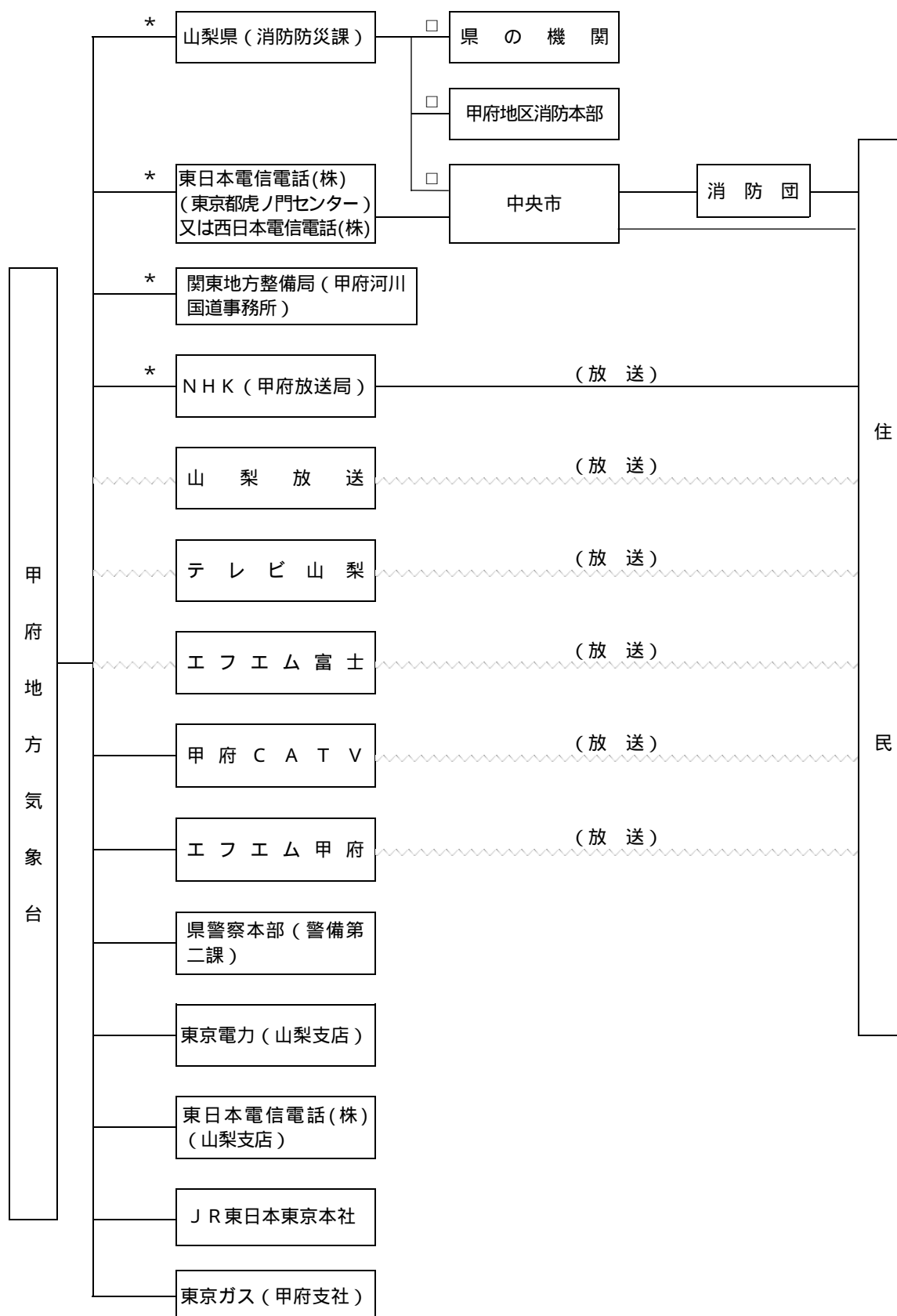
(4) 注意報・警報の切替・解除

注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(5) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標 題	発 表 基 準
山 梨 県 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又はレーダー・アメダス解析雨量で、1時間に盆地で70mm以上、山地で90mm以上を観測又は解析したとき。

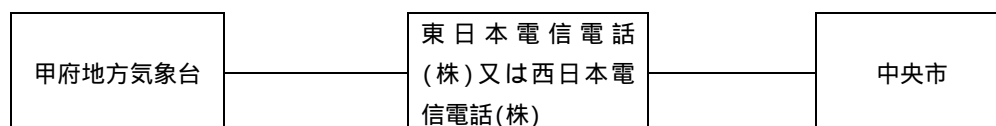
(6) 甲府地方気象台の伝達経路



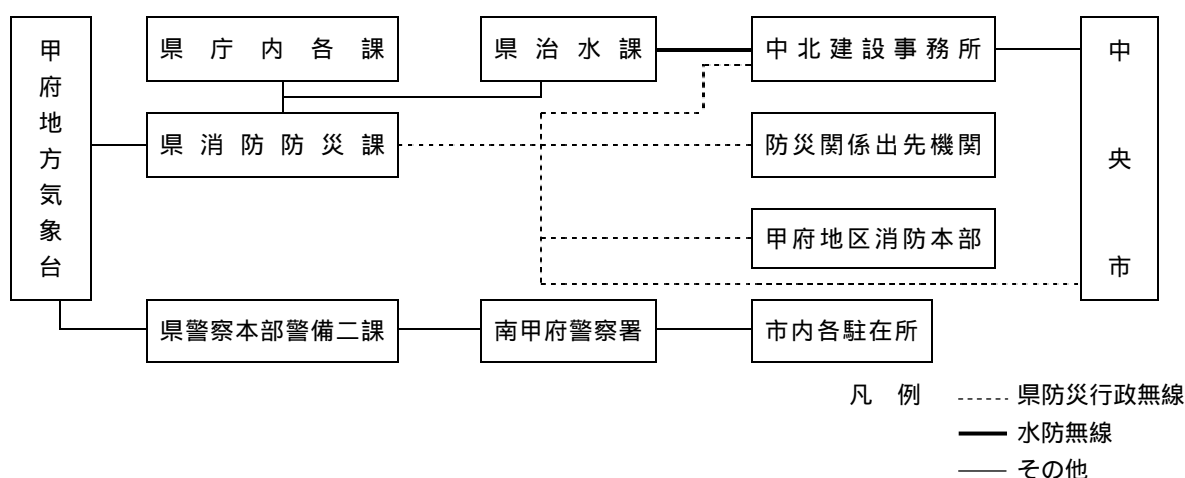
(注) 全ての注意報、警報は、全機関(東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される。)に伝達。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

凡 例	
—— 法令（気象業務法等）による通知系統	オンライン
~~~~ 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統	電話 F A X
—— その他（行政協定等）による伝達系統	□ 県防災行政無線
* 法令により、気象台から警報事項を受領する機関	市防災行政無線等
	防災情報提供装置（ F ネット）

#### (7) N T T の扱う気象警報・洪水警報の伝達



#### (8) 県の水防管理団体への伝達



## 2 山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とした情報である。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、この情報が発表されたときは、市長は、避難勧告等の措置をとり、住民は、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、土砂災害の前兆現象に気がついた場合には、直ちに市に通報し、安全な場所に避難する。

### (1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

### (2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

#### ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土

砂災害警戒情報を発表する。

#### イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の２段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

#### (3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第１「予報・警報の種類等」１「(６) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

### 3 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）及び笛吹川洪水予報）

#### (1) 洪水予報の発表

洪水予報は、国土交通省甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

#### (2) 洪水予報指定区間

富士川（釜無川を含む）	韮崎市の武田橋から海まで
笛吹川	山梨市の岩手橋から富士川合流点まで

#### (3) 洪水予報の種類

洪水注意報及び洪水警報の２種類とする。

#### (4) 伝達経路

伝達経路等については、別に定める「水防計画」による。

### 4 市の発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発表する。

（注） 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第１項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり、最大風速が7m/s以上吹く見込みのとき。

実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。

最大風速12m/s（甲府14m/s以上）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

## 第2 注意報及び警報等の伝達

### 1 市職員への伝達

注意報・警報等の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については、防災行政無線及び電話を使用して行うものとする。

### 2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

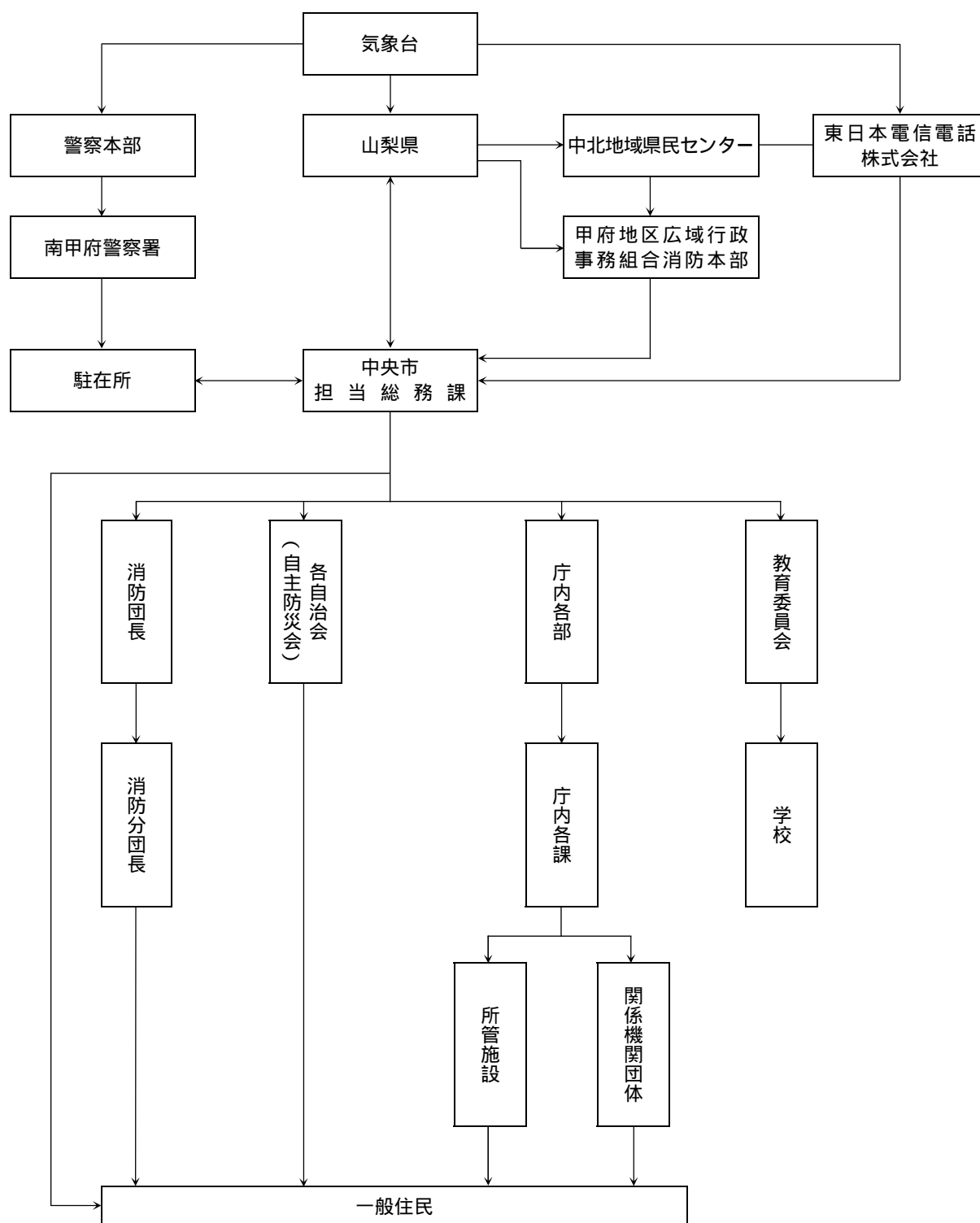
#### (1) サイレン又は警鐘

#### (2) 防災行政無線

#### (3) 広報車

#### (4) その他

予 警 報 伝 達 系 統 図



### 第 3 異常現象発見時の通報、伝達

#### 1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報するとともに周囲の人に知らせ、早めに避難する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

(2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

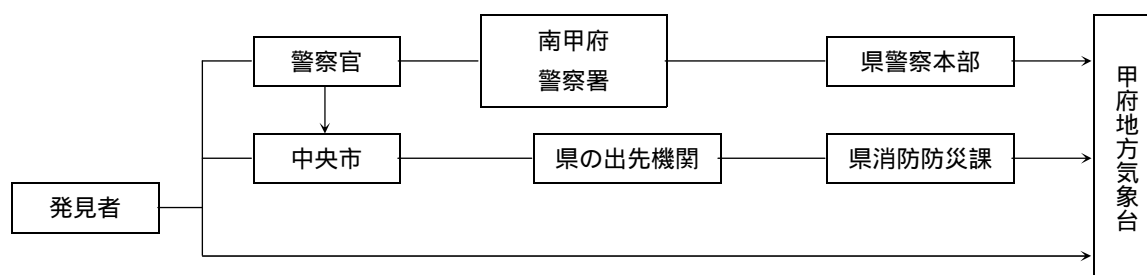
## 2 通報を要する異常現象

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ、頻発地震等

## 3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

## 4 伝達系統



## 第4 住民、消防団、自主防災組織等からの情報収集、伝達

土砂災害の前兆現象や近隣の災害発生情報等についての住民または自主防災組織等からの情報収集及び伝達体制の整備を行う。

# 第7節 被害状況等報告計画

各課共通

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちにを行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

## 第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を優先して収集する。

### 1 各部における被害状況調査

各部は、部内各班及び庁舎間の連携を図り、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うにあたっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

担 当		協力団体等	調 査 事 項
対策部	主となる班		
総 務 対 策 部	総 務 班	消防団、自主防災会	・ 一般被害状況、応急対策実施状況等の総括
	管 財 班	自主防災会	・ 各地区の人的・物的被害状況
	市 民 班		・ 庁舎、公園施設の被害状況
市 民 対 策 部	市 民 班		・ 市有財産の被害状況
	税 務 班	自主防災会	・ 家屋の被害状況

	環 境 班	中巨摩地区広域事務組合	・ ごみ・し尿処理施設の被害状況
保健福祉対策部	健康推進班	医師会	・ 医療機関の被害状況
	子育て支援班	民生児童委員	・ 保育園・児童館、保育園児等の被害状況
	福 祉 班	施設管理者、民生児童委員	・ 社会福祉施設の被害状況
建設対策部	下 水 道 班		・ 下水道施設の被害状況
	水 道 班	甲府市水道局、自主防災会	・ 水道施設の被害状況
	建 設 班	自主防災会	・ 公共土木施設の被害状況 ・ 市営住宅の被害状況
	都市計画班		・ 都市計画施設、土地区画整理地内の被害状況
農政観光対策部	農 政 班	農協、農業委員	・ 農業関係被害状況、農業用施設の被害状況
	商工観光班	商工会	・ 商工業関係の被害状況
教育対策部	教育総務班	学校施設管理者	・ 児童・生徒、学校施設の被害状況
	生涯教育班	施設責任者	・ 施設利用者、社会教育施設・社会体育施設の被害状況
		文化財所有者	・ 文化財の被害状況

## 2 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、各庁舎配備職員が地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集し、随時、総務班へ報告する。

## 3 郵便局との連携強化

市は、田富郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、田富郵便局が収集した被災状況等について相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資 料 編 書	・ 災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 349
---------	----------------------------------	-------

## 4 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、中北建設事務所など関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

## 5 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するものとする。

## 6 県への応援要請

被害が甚大のため、市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

## 第2 情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部長が取りまとめ、本部長に報告する。

## 第3 災害情報の報告等

### 1 県等への報告

#### (1) 報告先

本部長は、総務部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、消防組織法第22条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接消防庁に対し報告を行うものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

#### 県への被害状況等の報告先

	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線 (衛星系)
県総務部消防防災課	055—223—1430	055—223—1429	① * — 9 —200—2508 ② " —200—2519
中北地域県民センター	0551—23—3057	0551—23—3012	① * — 9 —400—2023 ② " —400—2009

#### 消防庁への被害状況等の報告先

区分	平日 ( 9 : 30 ~ 17 : 45 ) 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT回線	電 話 03—5253—7527 F A X 03—5253—7537	03—5253—7777 03—5253—7553
消防防災無線	電 話 96—7527 F A X 96—7537	96—7782 96—7789
地域衛星通信 ネットワーク	電 話 916—048—500—7527 F A X 916—048—500—7537	916—048—500—7782 916—048—500—7789

#### (2) 報告ルート

##### ア 第一配備体制 (大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報、震度4の地震の観測)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部→県(消防防災課)→国(消防庁、関係省庁等) ↑ 直接即報基準
人、建物	市	市→消防防災課→消防庁等
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→消防防災課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→消防防災課
林業施設	市ほか	市ほか→森林環境総務課→消防防災課
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市建築、下水道	各管理者	管理者→中北建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→消防防災課 →ダム事務所
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→消防防災課
ライフライン	各事業者	各管理者→消防防災課

##### イ 第二配備体制 (大雨警報、洪水警報、暴風警報、震度5弱・強の地震の観測)

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→中北地域県民センター→県(消防防災課)→国(消防庁、関係省庁等) ↑ 直接即報基準 県警察本部・消防本部→消防防災課

人、建物	市	市→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→消防防災課
病院	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→医務課→福祉保健総務課→消防防災課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→消防防災課
水道、清掃施設	市	→中北保健福祉事務所→福祉保健総務課→消防防災課 市 →中北林務環境事務所→環境整備課→消防防災課
農水産物	市	市→中北農務事務所→農業技術課→消防防災課
農業用施設	市 中北農務事務所	市→中北農務事務所→耕地課→農業技術課→消防防災課
林業施設	市 中北林務環境事務所	市→中北林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→消防防災課
道路、橋梁、河川、砂防、ダム、都市建築、下水道	各管理者	管理者→中北建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→消防防災課 →ダム事務所
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→消防防災課
ライフライン	各事業者	各管理者→消防防災課

#### ウ 第三配備体制（災害対策本部設置）

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
被害状況	県民・自主防災組織 事業者・管理者 市	県民等→市災害対策本部→中北地方連絡本部→県災害対策本部→国（消防庁、関係省庁等）

#### エ その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→商工総務課→消防防災課
文教施設	各管理者	市 →教育事務所→教・総務課→消防防災課 私学管理者 →私学文書課 →消防防災課 県立学校管理者 →教・総務課 →消防防災課
県有施設	各管理者	教育委員会関係 各管理者 → 教・総務課 →消防防災課 企業局関係 各管理者 → 企・総務課 →消防防災課 上記以外 各管理者 → 管財課 →消防防災課

### 2 消防機関への通報殺到時の措置

- (1) 甲府地区広域行政組合消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況をただちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。
- (2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

甲府地区広域行政組合本部	県防災行政無線（衛星系）電話・FAX共通—036
--------------	--------------------------

### 3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

### 4 報告の様式・種類

市は県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

(1) 災害報告取扱要領

- ア 災害確定報告（第1号様式）
- イ 災害中間報告（第2号様式）
- ウ 災害年報（第3号様式）

(2) 火災・災害等即報要領

- ア 火災等即報（第1号様式、第2号様式）
- イ 救急、救助事故等報告（第3号様式）
- ウ 災害即報（第4号様式（その1、2））

(3) 県指定に基づく被害報告

- ア 市町村被害状況票（3—4—2）
- イ 市町村災害対策本部設置状況職員参集状況票（3—4—5）
- ウ 避難所開設状況一覧票（3—4—6）

資料編	・「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	P 386
	・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	P 391
	・県指定に基づく被害報告様式	P 416

#### 第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

##### 被害程度の判定基準等

1	死	者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行方不明	者	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者		・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住	家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に住居している建物
5	棟		建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯		生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舍等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舍等を1単位として扱う。
7	被害額		物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全焼・全流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

9	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10	床 上 浸 水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床 下 浸 水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一 部 破 損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもので、ただし、軽微なものは除く。
13	非 住 家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家（公共建物）	国、県、市町村、ＪＲ、ＮＴＴ等の管理する建物
15	非住家（その他）	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文 教 施 設	学校（各種学校を含む。）全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病 院	医療法に定める病院（20人以上）
18	流 失 埋 没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農 業 用 施 設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林 業 用 施 設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農 産 物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜 産 被 害	家畜、畜舎等の被害
24	水 産 被 害	養魚場、漁船等の被害
25	林 産 物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商 工 被 害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道 路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28	橋 梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29	河 川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂 防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下 水 道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水道
32	林 道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄 道 不 通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清 掃 施 設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通 信 被 害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被 災 世 帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被 災 者	被災世帯の構成員

（注）

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 第8節 広報計画

政策秘書課	豊富窓口課
玉穂窓口課	消防団

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

### 第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務対策部政策秘書班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後総務対策部に報告する。

### 第2 広報の方法

防災行政無線、広報車、有線放送、電話等を通じ、また中央市ホームページの掲載等により迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

### 第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により総務対策部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。

### 第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、障害者・高齢者等の災害時要援護者や外国人に対しても十分留意し適切な広報に努めるものとする。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び市の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

### 第5 災害用伝言ダイヤルの周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。また、震度6以上の地震など大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社（NTTドコモ、au by KDDI（エーユー バイ ケーディディアイ）、SOFTBANK MOBILE（ソフトバンク モバイル）、WILLCOM（ウィルコム））で開設される。

## 第9節 災害通信計画

総務課

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

### 第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

#### 1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

##### (1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

##### (2) 市防災行政無線（固定系・移動系）

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

##### (3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。また、山間部との通信、回線混乱時対策として、衛星携帯電話の導入をすすめる。

##### (4) 消防無線

南消防署や中央市消防団との連絡手段として消防無線を活用する。

### 2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・N T T 回線
市	↔	消防署	=	N T T 回線・消防無線・県防災行政無線
市	↔	警 察	=	N T T 回線
市	↔	消防団	=	N T T 回線・防災行政無線（移動系）・消防無線
市	↔	自主防災会	=	N T T 回線・防災行政無線（移動系、同報系）・広報車
消防署	↔	消防団	=	N T T 回線・消防無線

### 第2 非常・緊急通話

災害発生時の非常事態又は緊急事態に、防災関係機関等が、救援、交通、通信、電力の確保、復旧や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話を、「102」番にダイヤルすることにより、他の交換手扱い通話に優先してつなぐ。

### 第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話(株)に「非常電報」であることを申し出るものとする。

### 第4 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

### 第5 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする

市域における他機関の通信施設は、資料編のとおりである。

資 料 編 ・ 市内無線局一覧

P 355

### 第6 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

#### 1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

## 2 非常通信の依頼手続き

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片カナで書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号も記載する。

## 3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 東日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話(株)の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

## 第7 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送局に放送を要請することができる。

ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまのないときは、市長は別記様式により直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

放 送 局 名	協定締結 年 月 日	電話番号及び県防災行政無線番号		申 込 窓 口
N H K 甲 府 山 梨 放 送	S 58. 7. 1 S 58. 7. 1	( 055 ) 222—1313 昼 ( 055 ) 231—3232 夜 ( 055 ) 231—3250	電話・F A X 共通—058 " —066	放 送 部 報道制作局報道部
テ レ ビ 山 梨	S 58. 7. 1	昼 ( 055 ) 232—1114 夜 ( 055 ) 266—2966	" —067	( 昼 ) 報道局報道部 ( 夜 ) 報道部長宅
エフエム富士	H 2. 2. 28	( 055 ) 228—6969	" —068	放 送 部

## 第8 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているので、災害時には市の被害状況、避難所開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を掲載するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL <http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>  
中央市URL <http://www.city.chuo.yamanashi.jp/gyosei/>

## 第9 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、山梨中央市防災ネットアマチュア無線クラブに対して急使を派遣して直接情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

## 第10 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め

要員を確保しておくものとする。

別記様式

放 送 要 請 に つ い て （ 放 送 局 あ て ）			
殿              年    月    日            中 央 市 長            災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。   1 要 請 先    N H K ・ Y B S ・ U T Y ・ F M 富 士   2 緊急警報信号の要否    要   ・   否   3 要請理由   (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため   (2) 災害時の混乱を防止するため   (3)                    ( 市 町 村 ) から要請があったため   (4)   4 放送希望日時   (1) 直   ち   に   (2)    月    日    時    分   5 放送事項   (1) 別紙のとおり			
受   信   者		発   信   者	

## 第 10 節 消防計画

総務課 消防団  
建設課 消防本部

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

### 第 1 組織

#### 1 甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署

近隣の 3 市 1 町で組織する甲府地区広域行政事務組合消防本部南消防署の田富・玉穂出張所が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び緊急、救助の業務を行っている。

#### 2 中央市消防団

本市の消防団は、現在 3 地区 8 分団、団長以下、団員数 429 名で編成されている。しかしながら、農業人口の減少、市外通勤者の増加などにより昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、再編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化をなお一層推進していく必要がある。

##### (1) 消防団の構成

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分 消防団別		条例 定数	実員 合計	階 級							機 械			機 械 置 場	団 本 部 車 両	
				団 長	副 団 長	本 部 員	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	ポン プ 車	可 搬 式			積 載 車
中央市消防団	玉穂分団	465	95		1		2	4	12	12	64	2	10	10	12	
	田富分団		175	1	1		3	6	14	14	136	3	13	13	16	
	豊富分団		159		1		3	6	6	6	137	6	1	0	6	1
	計	465	429	1	3		8	16	32	32	337	11	24	23	34	1

##### (2) 消防分団の担当区域

##### 分 団 及 び 部 の 担 当 区 域

分 団 名	部	担 当 区 域 (自 治 会 名)
玉穂第 1 分団	第 1 部	井之口 1、井之口 2
	第 2 部	西新居、中楯、上成島
	第 3 部	宿成島、新成島、下成島 1、下成島 2
	第 4 部	極楽寺、高橋
	第 5 部	乙黒
	第 6 部	新城
玉穂第 2 分団	第 11 部	下河東・東、下河東・西
	第 7 部	下河東・下
	第 8 部	町之田、一町畑
	第 9 部	上三條
	第 10 部	下三條 1、下三條 2
	第 12 部	若宮

田 富 第 1 分 団	第 1 部	鍛冶新居
	第 2 部	山之神
	第 3 部	布施第 3、宮北
	第 4 部	布施第 4
	第 5 部	布施第 5
	第13部	リバーサイド第 1、リバーサイド第 2、リバーサイド第 3
田 富 第 2 分 団	第 6 部	臼井阿原第 1、臼井阿原第 2
	第 7 部	西花輪第 1、西花輪第 2、新道、釜無
	第 8 部	東花輪第 1、東花輪第 2、東花輪第 3、桜、清川
	第12部	新町第 1、新町第 2、東
田 富 第 3 分 団	第 9 部	大田和
	第10部	藤巻、飛石
	第11部	今福、今福新田
	第14部	山王第 1、山王第 2、山王第 3
豊 富 第 1 分 団	第 1 部	高部
	第 2 部	浅利
豊 富 第 2 分 団	第 3 部	大鳥居、久保団地
	第 4 部	
豊 富 第 3 分 団	第 5 部	関原
	第 6 部	木原

## 第 2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防計画の定めるところによる。

## 第 3 消防団員の招集

### 1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から各地区副団長、分団長、各部長を通じて防災行政無線放送 N T T 回線及び消防無線で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

### 2 招集集結場所

団員は、各部消防詰所及び消防小屋に集結すること。

### 3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、30分ごとに招集人員及び集結場所を本部長に速報すること。

## 第 4 災害地への動員

### 1 動員方法

消防団長は、団員を災害地に被害の規模に応じて動員するよう指示する。

出勤区分は、次の第 1 出勤、第 2 出勤及び第 3 出勤とする。

(1) 第 1 出勤 火災発生地の地区分団

(2) 第 2 出勤 火災発生地の隣接分団

### (3) 第3出動 管内全消防団

#### 2 伝達の方法

災害発生の連絡は、防災行政無線、警鐘及び電話等により行う。

#### 3 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防車両及び市災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

## 第5 火災防御計画

### 1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は一般の防御計画では万全を期し得ないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、一般防御計画を基礎として、いかなる火災の事象にも応じられるよう、次の事項に留意して計画を樹立するものとする。

#### (1) 消防団

消防ポンプ車の運用について、最少出動要員を消防詰所等に待機させ出動の迅速を図る。

#### 2 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時には、甲府地区の市町村とあらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき応援を要請し、協定市町村相互の消防力を活用して被害を最小限度に防止する。

資 料 編	・消防相互応援協定	P 345
	・中央自動車道消防相互応援協定書	P 346

### 3 災害防御に関する措置

(1) 消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防御措置の早期確立を期するものとする。

(2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

### 4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

#### (1) 応援部隊の集結場所の指定

ア 応援部隊の集結場所を指定する。

イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

#### (2) 応援部隊の水利の誘導

ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。

イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

### 5 危険区域の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を樹立する。

(1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を樹立しておくものとする。

ア 道路地形及び水利の状況

イ 公園、空地、路面の有無

ウ 建築物の粗密及びその構造の種別

エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

(2) 防御計画の設定要件

ア 出動部隊数

イ 各部隊の到着順ごとの水利統制

ウ 各部隊の進入担当方面

エ 使用放水口数及び所要ホース数

オ 避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法  
(地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用し便を図る。)

6 特殊建物の防御計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が滞在する建物であるから、特殊な防御計画を樹立するものとする。

なお、防御計画設定要件は、上記「危険区域の防御計画」の設定要件に準じ、防御上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区毎に、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を次により樹立する。

(1) 平常時の統制計画

(2) 減水時の統制計画

(3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第2次及び第3次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を樹立するものとする。

(1) 飛火警戒隊の編成

ア 飛火警戒隊(編成は所定防御部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛団体)

飛火警戒隊は、飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防御する。

イ 飛火巡ら隊(消防団若しくは自衛団体)

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛団体等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

### (3) 飛火警戒の要領

- ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。
- イ 自衛団体には、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

## 9 防御線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防御手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

### (1) 防御線の種別

- ア 大防御線……大火災を防止する延焼阻止線
- イ 中小防御線……火災、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

### (2) 防御線の設定要件

次の事項に留意して定める。

- ア 地形、水利状況
- イ 道路、公園、空地の有無
- ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無
- エ 自衛消防の有無

### (3) 部隊の配置

防御線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

- ア 所要部隊の配置と担当方面の指定
- イ 応援部隊の集結場所の指定
- ウ 各隊の採るべき水利と誘導方法の指定
- エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防御線図並びに説明書を作成する。なお、防御線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

資料編・消防力の現況
------------

P 356
-------

## 10 救出、救助活動

大規模災害時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通の混乱などが複合して大規模な人身災害が予想されることから、人命の救出、救助については、消火活動に優先して行う。

## 11 避難路の確保

- (1) 火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保する。
- (2) 火災現場における避難誘導は、消防関係機関が地域住民の協力を得て行う。

## 第11節 緊急輸送計画

管財課
-----

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実に期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

## 第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

## 第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 汽車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

## 第3 輸送力の確保

### 1 自動車による輸送

#### (1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

#### (2) 車両の確保

##### ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、総務対策部管財班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財班に依頼するものとする。

管財班は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第12節「交通対策計画」に定めるとおりである。

##### イ その他の車両

各部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車を借り上げて、必要数の車両を確保する。

##### ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定書」「災害時の応援に関する協定書」に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により(社)山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達あっ旋を要請する。

資料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・災害時の応援に関する協定書	P 343

## 2 機関車及び列車等による輸送

自動車による輸送が不可能な場合、又は機関車及び列車により輸送することが適当な場合は、ＪＲ東海(株)に協力を要請して行うものとする。

## 3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第5節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

## 4 人夫等による輸送

前記1から3までによる輸送が不可能な場合は、人夫等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第27節「労働力確保計画」の定めるところによる。

# 第4 緊急輸送路の確保

## 1 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区分	道路種別	路線番号	路線名	起終点
第一次緊急輸送道路	高速国道		中央自動車道	市内全線
	一般国道（指定外）	140	国道140号	県内全線
	主要地方道	3	甲府市川三郷線（昭和バイパス）	国道20号交点（甲府市）～韮崎南アルプス中央線交点（田富地区）
			韮崎南アルプス中央線	市内全線
			甲斐中央線	市内全線
第二次緊急輸送道路	主要地方道	12	韮崎南アルプス中央線	国道20号交点（韮崎市）～国道140号交点（豊富地区）
	市町村道		中央市道1-7号線	甲府市川三郷線（田富地区）～県立防災安全センター（田富地区）
			昭和中央線	下河東1075番1地先～下河東526番2地先
			上三条上成島線	下河東526番2地先～成島1676番地先

## 2 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市域の県指定緊急輸送道路と、市庁舎、支所、指定避難所、ヘリコプター主要発着場、救援物資集積所等市の防災活動拠点とを結ぶ市道を緊急輸送道路として指定し、整備を図るものとする。

## 第 1 2 節 交通対策計画

総務課 消防本部  
建設課 警察署

災害により道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

### 第 1 交通応急対策

#### 1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、建設対策部が中心となり道路の被害状況を調査する。

(2) 調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(3) 市本部は、調査班等から収集した情報を南甲府警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

#### 2 応急対策方法

災害による道路等の破損、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、市内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南甲府警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定する等円滑な交通の確保に努める。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

### 第 2 交通規制対策

#### 1 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条、 道路交通法第4条第1項

察	南甲府警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

## 2 市長の措置

市長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を建設部長に指示して行い、南甲府警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

## 3 南甲府警察署、公安委員会、自衛官及び消防吏員等の措置

- (1) 南甲府警察署及び公安委員会は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施するものとする。
- (2) 公安委員会は規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知されるので、市としては速やかに地域住民に周知するものとする。

### (3) 措置命令等

#### ア 警察官の措置命令等

- (ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。
- (イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

#### イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

#### ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

### (4) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

## 4 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、南甲府警察署長に通知するものとする。

## 5 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示

し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

#### 6 交通規制の標示

- (1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号)に定められた標識等を設置して行う。

#### 7 道路標識の設置基準

- (1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位置
通行の禁止	歩行者は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
う回路線	う回路線の入口及びう回路の途中交差点

- (2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

### 第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

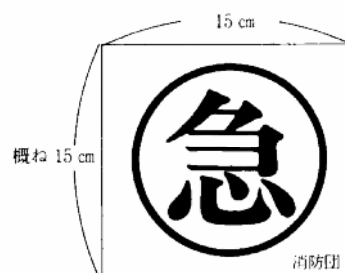
また、インターネットにより情報提供を行う。

### 第4 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

#### 1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者(総務対策部)が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。



(通行車両の責任者(総務対策部)が作成して貼付する。)

#### 2 災害復旧等の出動の取扱い

- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、中北地域県民センター、中北

建設事務所、市、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。

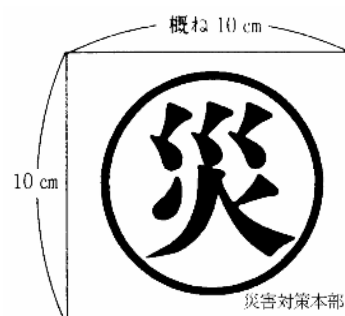
(2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報する。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社企画課	055—226—3835
中日本高速道路株式会社東京管理局西局交通管理課	0426—91—1171

(3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

(4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務対策部）が作成した右の表示を貼付する。



（通行車両の責任者（総務対策部）が作成して貼付する。）

## 第5 運転者の執るべき措置

### 1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

### 2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

### 3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

## 第6 緊急通行車両の確認申請

- 1 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県消防防災課又は警察本部交通規制課、南甲府警察署及び交通検問所等において実施する。

## 2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

## 3 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- (2) 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
- (5) 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
- (9) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に従事するもの

## 4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

### (1) 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

### (2) 標章及び証明書の交付

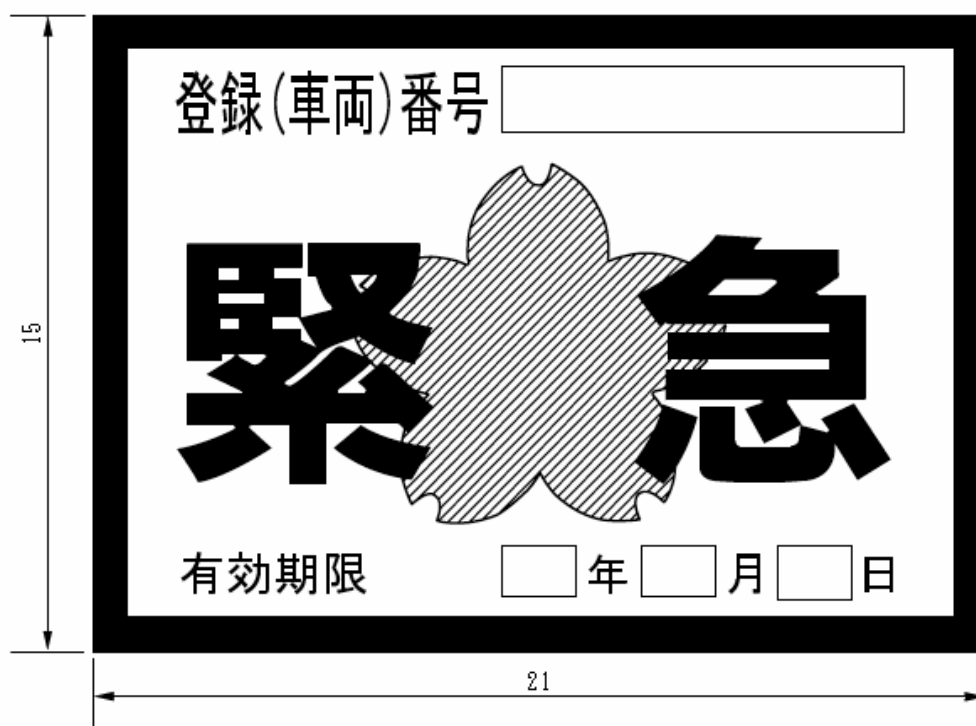
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

### (3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公 安 委 員 会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

### 第 1 3 節 災害救助法による救助

各課共通

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

#### 第 1 市における災害救助事務

市における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段 階	実 施 事 項	内 容	担 当 部
事前 対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	総務対策部
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	農政観光対策部
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	総務対策部
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班（消防団、自主防災会等で編成）を設け、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	総務対策部
災害 発生 直 後	被害状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 市の地区担当責任者の出動、調査班（消防団、自主防災会等で編成）による調査 「被災世帯調査原票」（様式４）の作成 被害の程度（人的、物的） 家族の状況 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・「世帯別被害調査表」（様式２）の作成 ・「地区別被害状況調査表」（様式１）の作成	総務対策部
	被害状況報告 （発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 市→消防防災課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式１）、「世帯別被害調査表」（様式２） 市→健康福祉部→福祉保健総務課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 市→中北地方連絡本部→県災害対策本部（地域県民センター） ○ 「地区別被害状況調査表」（様式１）、「世帯別被害調査表」（様式２） 市→健康福祉部→福祉保健総務課 災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び福祉保健総務課へ報告	総務対策部 保健福祉対策部
	災害救助法の適用要請	市→健康福祉部→福祉保健総務課	保健福祉対策部
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	保健福祉対策部

災害救助法適用後 第一段階	被災者の救出		1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ	総務対策部
	炊出しその他による食品の給与		1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	農政観光対策部
	飲料水の供給		1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ	建設対策部
	医療・助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健所）への医療救護班の派遣要請等	保健福祉対策部
		救護班によらない医療の実施	1 中巨摩郡医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
	死体の搜索		1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	消防対策部
	死体の処理		死体安置所の確保、処理の実施	市民対策部
	埋葬		1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つば代支給	市民対策部
	応急救助実施状況報告		救助日報に基づき毎日報告	総務対策部
	被服寝具その他生活必需品の給与		物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	農政観光対策部
災害救助法適用後 第二段階	学用品の給与		物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	教育対策部
	障害物の除去		1 対象世帯の選定 2 実施計画	建設対策部
	義援金受付開始		受付窓口の設置等	総務対策部
	中間報告		1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式」）報告	総務対策部
	要援護者等の状況報告		被保護移行見込世帯の状況	保健福祉対策部
災害救助法適用後 第三段階	応急仮設住宅の設置		必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	建設対策部
	住宅の応急修理		対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	建設対策部
	救助の特別基準の申請		特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	市民対策部
	災害弔慰金等の支給		災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	会計対策部
	災害援護資金の貸付		災害援護資金の貸付申請受付開始	総務対策部
	被災者生活再建支援金の支給		被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	会計対策部
	確定報告		文書（本計画資料編「「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式」）報告	総務対策部

資料編 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式  
・各種救助に係る様式

P 391

P 392

## 第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

### 1 災害救助法の適用基準

(1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上50,000人未満	60世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人口	被害世帯数
30,000人以上50,000人未満	30世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 市の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

### 2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算  
半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算  
床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

## 第3 災害救助法の適用手続

1 災害に際し、市域における災害が前記「第1 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

## 第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

## 第5 各種救助に係る様式

災害応急対策（災害救助法）に係る各種様式については、資料編に掲載の様式1から様式22までのとおりである

・地区別被害状況調査表……………様式1

・世帯別被害調査表	様式 2
・救助活動の種類別実施状況	様式 3
・被災世帯調査原票	様式 4
・救助の種目別物資受払状況	様式 5
・避難所設置及び収容状況	様式 6
・応急仮設住宅台帳	様式 7
・炊出し給与状況	様式 8
・飲料水の供給簿	様式 9
・物資の給与状況	様式10
・救護班活動状況	様式11
・病院診療所医療実施状況	様式12
・助産台帳	様式13
・被災者救出状況記録簿	様式14
・住宅応急修理記録簿	様式15
・学用品の給与台帳	様式16
・埋葬台帳	様式17
・死体搜索状況記録簿	様式18
・死体処理台帳	様式19
・障害物の除去状況	様式20
・輸送記録簿	様式21
・賃金職員等雇上台帳	様式22

## 第6 災害救助法による救助

### 1 避難

#### (1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

#### (2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

#### (3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

#### (4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

#### (5) 費用

夏期（4月～9月）	1人1日当たり300円以内	天幕借上料、便所設置費等全ての経費を含む。
-----------	---------------	-----------------------

冬期（10月～3月）	別に定める額を加算する
------------	-------------

## 2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

### (1) 応急仮設住宅の建設

#### ア 応急仮設住宅供与の対象者

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者
- (イ) 居住する住家がない者
- (ウ) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

#### イ 応急仮設住宅の設置方法

- (ア) プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。
- (イ) 敷地は、市長の協力を得て選定する。
- (ウ) 工事は、直営又は請負とする。

#### ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1戸当たり 平均29.7㎡	1戸当たり 2,326,000円以内	災害発生の日か ら20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、 輸送費、事務費

#### エ 供与期間

建設工事が完了してから2か年以内とする。

### (2) 住宅の応急修理

#### ア 応急修理の対象者

- (ア) 住宅が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活が営めない者
- (イ) 自らの資力をもってしては応急修理ができない者

#### イ 応急修理の規模及び期間

費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模	備 考
1戸当たり平均 500,000円以内	災害発生の日か ら1か月以内	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送 費、事務費

## 3 炊出しその他による食品の給与

### (1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

### (2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

### (3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

### (4) 費用

1人1日1,010円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

## 4 飲料水の供給

(1) 給与を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 給与の方法

給水車の巡回による給水やろ水器等による浄水の供給等（災害直後において前記による飲料水の確保ができない場合は、市販の飲料水の提供も可）

(3) 給与の期間

災害発生の日から 7 日以内

(4) 費用

給水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費（飲料水の購入費）

5 生活必需品の給付又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	冬	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
		夏	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	冬	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
		夏	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察      ・薬剤又は治療材料の支給      ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容      ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

・分娩の介助      ・分娩前後の処置      ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

8 救出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生日から3日以内

9 障害物の除去

(1) 対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災害発生日から10日以内	1世帯当たり 137,000円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

10 輸送

(1) 輸送の範囲

ア 被災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 被災者救出のための輸送

エ 飲料水供給のための輸送

オ 救済用物資の輸送

カ 死体の捜索のための輸送

キ 死体の処理のための輸送

(2) 輸送の方法

原則として、官公庁の自動車等を使用して実施する。

(3) 輸送の期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(4) 費用

運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗機材費、修繕費

11 死体の搜索

(1) 搜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用

搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

12 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体 1 体当たり3,300円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1 体当たり5,000円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

13 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行うとき

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
-----------	-----------	-----

1 体当たり199,000円以内	1 体当たり159,200円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。
------------------	------------------	---------------------------

#### 14 学用品の給与

##### (1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

##### (2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒 教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,100円以内
通学用品		中学校生徒 1人当たり 4,400円以内 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円以内

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 379

## 第 1 4 節 避難計画

政策秘書課 総務課 福祉課 高齢介護課  
子育て支援課 健康推進課 環境課 消防本部  
消防団 教育総務課 生涯教育課 警察署

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

#### 第 1 避難の勧告又は指示

##### 1 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
市長（勧告、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事（勧告、指示）	〃	市長	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員（指示）	洪水	警察署長	水防法第29条
水防管理者（市長）（指示）	〃	警察署長	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条

##### 2 避難勧告又は指示の方法

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の住民等に対し、次の方法により避難のため、必要な勧告又は指示を行うものとする。

(1) 市長の勧告又は指示

土砂災害警戒情報が発表された場合、もしくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知があったときは、市長は知事に報告を行う。

(2) 知事の勧告又は指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(3) 水防管理者（市長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立退き又はその準備を指示する。この場合、南甲府警察署長に速やかに通知するものとする。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退き又はその準備を指示するものとする。この場合、南甲府警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

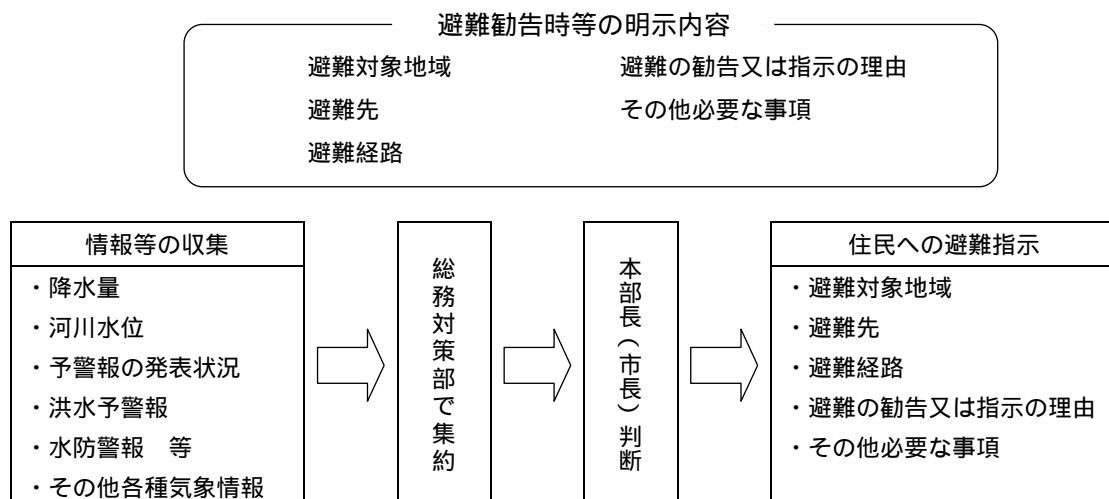
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示するものとする。この場合、その旨を市長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させるものとする。

3 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行う。



#### 4 避難勧告又は指示の伝達方法

- (1) 市長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示は災害対策本部の広報活動によるが、勧告又は指示を発した場合は、自主防災会等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。
- (3) 市は、次の伝達方法により、住民等に対して避難場所、避難時の心得等の周知徹底を図る。  
この際、地区の自主防災会等と緊密に連携をとって、避難区域の住民への周知の徹底に努めるものとする。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 市ホームページ

エ その他

#### 第2 警戒区域の設定

##### 1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

##### 2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができることとされている。

##### 3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならないこととされている。

#### 第3 避難方法

##### 1 避難の方法・誘導

住民が安全、迅速に避難するため、自主防災会（自治会単位）であらかじめ設定した集合地に集まり、安否確認等を行い、指定された避難所へ避難するものとする。市は、要所に誘導員として消防部等を配置し、また夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者の避難にあたっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

##### 2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

##### 3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難するもの

とする。

#### 4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

#### 第4 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

- 1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検
- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- 5 集合地・避難経路及び誘導方法
- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施

#### 第5 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

##### 1 避難地

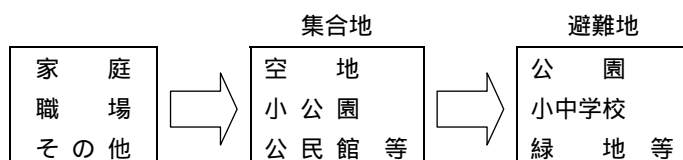
##### (1) 避難地の種類

避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集合地 (一次避難地)	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。
避難地 (二次避難地)	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小中高等学校」等の緑地、グラウンド等をいう。

##### (2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



## 2 避難所

区 分	定 義
避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 避難所を選定するにあたっては、次の点に留意する。     ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。    ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。    ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。    ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達をあわせて検討する。

### 第6 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるものとする。

なお、この計画の作成にあたっては、県の指導を求めて行うものとする。

#### 1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理
- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 障害者や高齢者など災害時要援護者に対する避難支援計画の具体化（災害時要援護者一人ひとりの避難支援プランの策定）

#### 2 避難所等の選定基準

- (1) 避難所における避難民の1人あたりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (2) 避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 避難所は、土砂災害警戒区域などの土砂災害や浸水想定区域の水害の危険が見込まれる施設は避ける。
- (4) 避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (5) 要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこととする。

#### 3 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

## 第7 避難所の開設及び運営

### 1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとする。特に、学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

これら適当な施設を得がたいときは、市内公共施設の応急的な使用を検討するほか、野外にバラックやテント等を設置し、開設するものとする。

- (3) 上記(2)によっても不足する場合には、「災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を求めるものとする。
- (4) 災害の状況により町内での対処が困難な場合には、「災害時における相互応援に関する協定書」に基づき協定締結市町村に対し、収容施設の提供を要請するものとする。
- (5) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資料編	・指定避難場所一覧	P 319
	・災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 349

### 2 避難所の管理運営

#### (1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容するときは、直ちに避難所に指名した職員を派遣し駐在させ、自治会施設管理者等と協力して避難所の管理運営にあたる。

#### (2) 「避難所運営組織」の設置

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

#### (3) 避難所管理運営上の留意事項

避難所に駐在する職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護にあたり、その状況を本部へ報告する。

なお、避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護等に配慮する。また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者等のニーズの把握に努め、これらの者への情報提供等についても、放送や口頭による音声だけでなく、掲示板、張り紙などの視覚情報でも伝達を行うほか、周囲の避難者にも協力を求める等、伝達漏れのないよう配慮する。

## 第8 災害時要援護者対策

### (1) 乳幼児、高齢者、障害者、けが人、病人等への支援

ア 高齢者・障害者・乳幼児・けが人・病人などの災害時要援護者に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に災害時要援護者専用スペースを確保する。

イ 避難者の障害の程度や体力、病状などの状況を判断し、避難所での生活が困難で、介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に災害時要援護者専用避難所（以下「福祉避難所」という）を開設し、必要なスタッフを確保する。

福祉避難所開設予定施設

地区	施設名	所在地	電話番号
田富	田富福祉センター	中央市臼井阿原301—5	273—7300
玉穂	玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東256	274—1117
	玉穂保育園	中央市成島2378—2	273—2205
豊富	豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3737	269—3330

## (2) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、中央市国際交流協会並びに山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣などの対応を図る。

## 第9 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童・生徒等の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎外に退避する場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

## 第10 帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、市、警察、ＪＲ東海は、相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。

## 第11 被災動物等の救護対策

市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。

- 1 動物収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物に関する相談の実施

5 動物伝染病等のまん延防止措置

6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等

## 第12 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 379

## 第 1 5 節 医療助産計画

健康推進課

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

### 第 1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

### 第 2 応急医療対策

#### 1 情報の収集及び提供

##### (1) 災害医療情報等の収集・伝達

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において南消防署田富・玉穂出張所、中巨摩医師会等から次の情報を収集し、関係部署・関係機関に伝達を行う。

##### 初動期の情報収集内容

震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性  
死傷病者の発生状況  
住民の避難状況（場所、人数等）  
医療機関の被害、診療・収容能力  
医薬品卸売業者、薬局等の被災状況、供給能力  
被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況  
出勤可能な医療救護班の数、配置  
関係機関との連絡先・連絡方法の確認  
周辺市町村の状況  
医療機関の医薬品の需給状況  
医療機関における受信状況  
避難所等の生活、保健、医療情報

##### (2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況等を、市防災行政無線、広報車等により地域住民に提供する。

### 第 3 救護班の編成

1 医療の万全を期するため、保健福祉対策部は救護班の編成を行う。救護班の編成は、主に次のとおりとする。

- 2 医師会、保健所、消防署等との緊密な連携を図るものとする。
- 3 患者護送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。

#### —— 救護班の編成 ——

- ・ 中巨摩郡医師会医師、看護師
- ・ 市保健師
- ・ 日赤奉仕団員
- ・ 中北保健所
- ・ 消防職員

### 第4 仮設救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

### 第5 医療救護班

#### 1 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、「山梨県医療救護対策本部設置マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

#### —— 医療救護班の編成 ——

- ・ 県直轄救護班
- ・ 日赤救護班
- ・ 地区医師会班
- ・ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、その他の病院）
- ・ 歯科救護班
- ・ 精神科救護班
- ・ その他

#### 2 医療救護所の設置

医療救護班は、避難場所、災害現場その他適当の場所に医療救護所を設置し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。市は、医療救護所の設置にあたり、次の点に留意して協力をする。

- (1) 被災傷病者の発生及び避難状況
- (2) 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- (3) 被災地の医療機関の稼働状況
- (4) 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- (5) 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

#### 3 応急医療救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

##### (1) 医療救護班

ア 傷病者の応急処置

イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）

ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導

エ 助産救護

オ 死亡の確認及び遺体検案並びに死体処理への協力

(2) 歯科医療救護班

ア 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導

イ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療

ウ 検視・検案に際しての協力

第6 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資機材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

2 応急医療救護活動

県は、県本部を設置した又はすることとなった場合、震度6弱以上の地震が発生した場合等、大規模災害が発生した場合には、別図の体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

3 医療機関救護業務

災害時の医療救護班、歯科医療救護班の応急医療救護業務は次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (8) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

第7 歯科医療対策

市は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

1 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

2 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

3 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

## 第8 精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、県医療救護対策本部（健康増進課）に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。

## 第9 被災傷病者等の搬送体制の確保

### 1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

### 2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

#### (1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 防災ヘリコプター

#### (2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

#### (3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

#### 搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制.....傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握.....あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、おおよその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制.....災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南甲府警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

## 第10 災害医療情報等の収集・提供等

### 1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況

- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出勤可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

## 2 災害医療情報の提供

- (1) 総務対策部は、次の医療情報を住民に提供するように努めるものとする。

なお、情報提供は、防災行政無線、広報車、有線放送、市ホームページへの掲載等によるものとする。

### ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

### イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

- (2) 保健福祉対策部は、特に次の医療情報について、把握、収集に努め、家族等からの照会に対して積極的に回答に努めるものとする。

### ア 被災入院患者の氏名

### イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

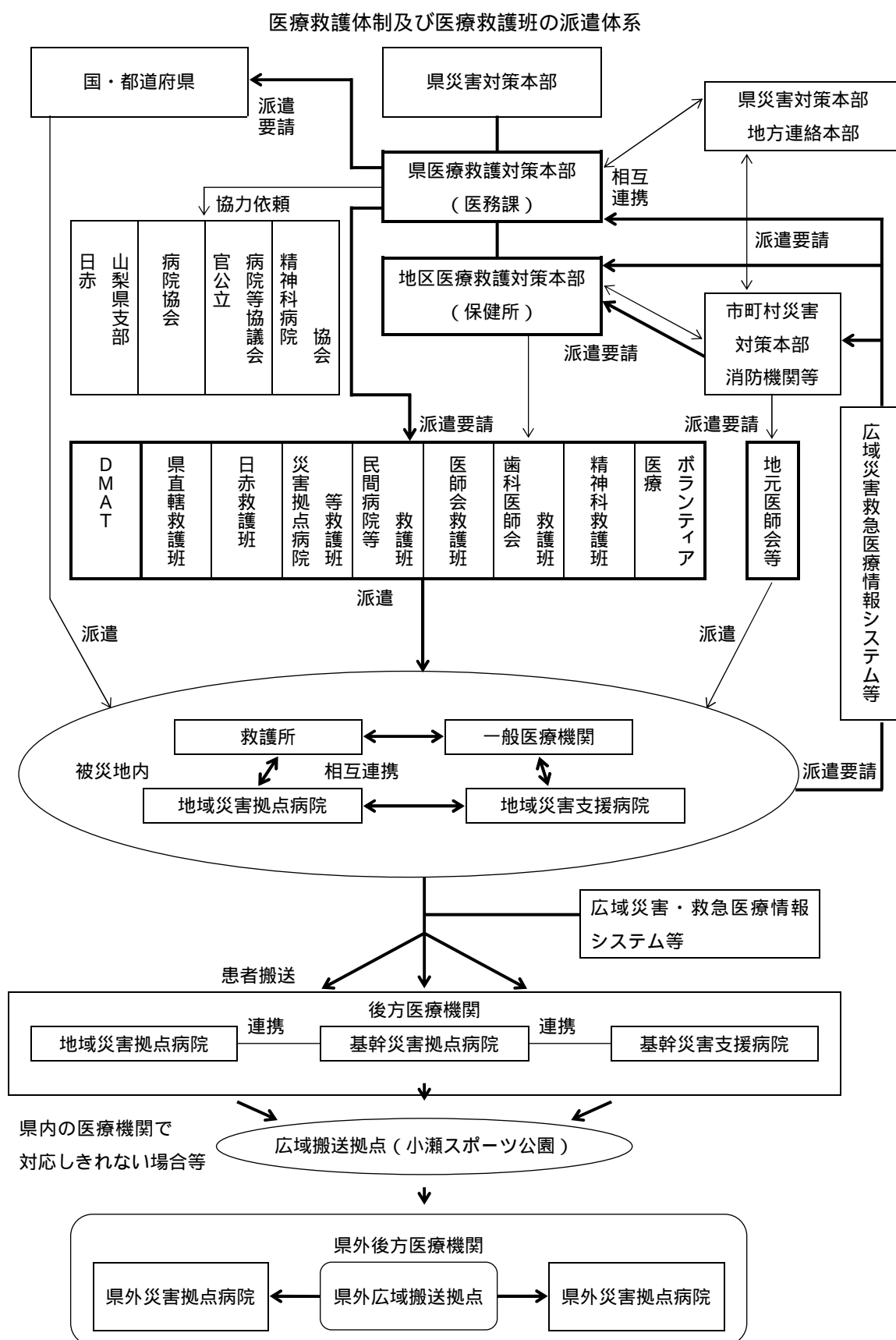
### ウ 診療機能に関する情報全般

## 第11 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 379
・ 関係医療機関一覧	P 325

別圖



## 第 16 節 防疫計画

健康推進課

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

### 第 1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

### 第 2 防疫活動

#### 1 市の防疫組織

保健福祉対策部は、保健師とともに中巨摩医師会の協力を得て防疫組織を編成し、中北保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

#### 2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、この節において「法」という。)の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

##### (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施するものとする。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

##### (2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づきねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

##### (3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

##### (4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

#### 3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

#### 4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。市は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

#### 5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その

予防に注意を払うよう、防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

## 6 その他

法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

## 第3 防疫用資器材及び薬剤

### 1 防疫用資器材

防疫用資器材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

### 2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、市が備蓄しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

### 3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・ 災害時の応援に関する協定書	P 343

## 第17節 食料供給計画

農政課

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

### 第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

### 第2 災害時における食料の供給基準

#### 1 炊出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

#### 2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

#### 3 供給の数量

1人あたりの供給数量は、次のとおりとする。

(1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり玄米200グラム（精米180グラム）とし、乾パンについては、115グラムを1食分とする。

(2) 乳児及び幼児用粉乳

乳児及び幼児用粉乳については、必要量を市内の薬局から調達するものとする。

### 第3 食料の供給計画

#### 1 事前措置

市は、食料の供給計画の策定にあたっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、計画的に備蓄を推進するとともに、不足した場合に備え、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

#### 2 米穀の確保

(1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。

(2) 各自主防災会においては、災害発生を想定して、常時自主防災会の人数に相応した自主的な「非常米」の備蓄を確保しておくものとする。

(3) 市内の米穀販売業者は、非常災害に備えて、いつでも市の要請に基づいて、備蓄米の配給を行うものとする。

(4) 協定締結市町村に必要な米穀の供給を依頼する。

(5) 災害救助法適用の場合については、災害時における食料の緊急引渡し手続きに基づき、市長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとする。

この場合、引渡しを受けた場所からの輸送は、市長が行うものとする。

#### 3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

知事と関東農政局山梨農政事務所長とはあらかじめ「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定」を締結している。災害救助法が適用された場合、関東農政局山梨農政事務所長は、知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、山梨農政事務所に対し、所定の文書をもって緊急引渡しの要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食糧供給対策実施要領」によるものとする。

#### 4 弁当、乾パン及びパンの確保

(1) 被災者への食料供給は、状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、また中央市商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

(2) 災害救助法が適用になった場合は、知事に申請し、炊出しに至るまでの応急用として、政府保有の乾パンの引渡しを受けるものとする。

#### 5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者及び商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかいもの、乳児に対して調製粉乳など、また寒い時期には温かいものなど）。

梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・ 災害時の応援に関する協定書	P 343

#### 第4 食料集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、市民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者として市民対策部職員を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

施 設 名	所 在 地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740－76	( 055 ) 273－1473

#### 第5 炊出しの実施

##### 1 炊出し場所

炊出しのための施設は、市内公立学校のうち、給食調理場の施設を有する学校の施設を必要により利用するものとする。

また、状況によっては各避難所で炊出しを実施する。

##### 2 炊出し従事者

炊出しの従事者は、市民対策部を中心とする市職員をもってあてるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災会等の協力を得るものとする。

##### 3 炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保するものとする。

#### 第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう広報を実施する。

#### 第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）	P 379
-------	--------------------	-------

## 第 1 8 節 生活必需物資供給計画

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのご程度の生活必需品の給（貸）付を実施する。

### 第 1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

### 第 2 実施方法

#### 1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

#### 2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭等）

#### 3 必要物資の把握

農政観光対策部は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、当該避難所の施設管理者や自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、N T T回線、市防災行政無線等により、総務対策部へ報告する。

#### 4 生活必需品等の確保

##### (1) 備蓄物資の供給

総務対策部は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、平素から備蓄している毛布等の生活必需物資を速やかに供給する。

##### (2) 市内業者等からの調達

農政観光対策部は、中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農協同組合、中央市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

資 料 編	・ 災害備蓄品一覧	P 332
	・ 中央市コミュニティ防災センター条例	P 370
	・ 中央市防災公園条例	P 372

### (3) 応援協定に基づく調達

上記(1)、(2)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定締結市町村に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

### (4) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町村からの供給が困難、あるいは時間がかかる場合等には、県にあつ旋を要請する。

#### 調達時の留意点

被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。  
季節や被災者の年齢に配慮した物資を調達する。  
仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

資 料 編	・ 災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・ 災害時の応援に関する協定書	P 343

## 5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

## 第3 救援物資集積所の確保

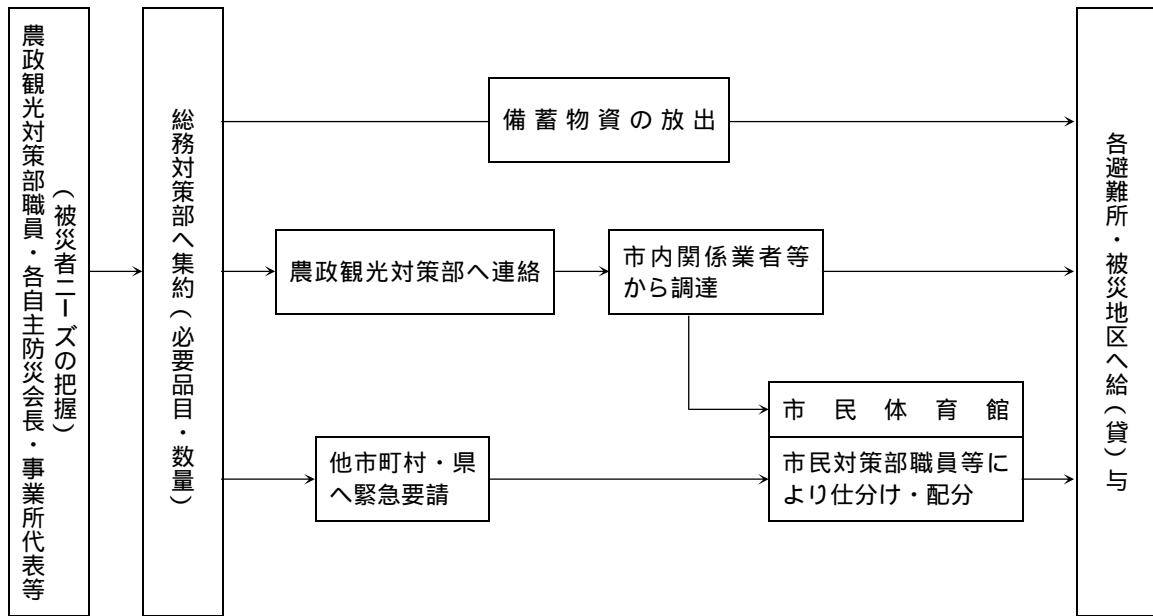
県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、市民対策部の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

施 設 名	所 在 地	電話番号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740—76	( 055 ) 273—1473

## 生活必需品等の供給フロー



### 第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編・山梨県災害救助法施行細則(別表)

P 379

### 第5 災害救助法の適用に当たらない場合の給与

災害救助法の適用に当たらない災害によって被害を受けた被災者に対する援助は災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年条例第103号)及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成18年規則第52号)によるものとする。また、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

## 第19節 給水計画

水道課

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

### 第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

### 第2 給水活動

#### 1 給水方法

災害により水道水の使用不能の場合には、建設対策部は次により給水活動を実施する。

##### (1) 備蓄飲料水の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。

(2) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(3) ろ水機による給水

河川水、溜水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

(4) 民間井戸水の利用依頼

飲用井戸等の所有者に井戸水の利用を依頼する。なお、利用の際には、必要により井戸水の水質検査を実施する。

(5) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達し、被災者に供給する。

給水時の留意事項

給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

災害時要援護者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の災害時要援護者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、災害時要援護者に配慮した給水活動を行う。

資料編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・災害時の応援に関する協定書	P 343

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

3 給水場所

災害の状況に応じ、避難場所、被災地等に給水所を設置し、給水所への運搬給水する拠点給水方式で給水を行う。

4 応急給水用資機材等の確保

給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。

給水車及び応急給水用資機材は、市保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、市内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

なお、本市の応急給水資機材の保有状況は、資料編のとおりである。

資料編	・災害備蓄品一覧	P 332
-----	----------	-------

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

#### 第4 給水施設の応急復旧

##### 1 被害状況等の把握

建設対策部は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。（水道災害については「山梨県水道災害危機管理マニュアル」に定める様式により県（中北保健所）へ別途報告する）

##### 2 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により市指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編・中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 301

#### 第5 広報の実施

##### 1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

##### 2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

#### 第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内の必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

#### 第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編・山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 379

## 第20節 教育計画

教育総務課  
生涯教育課

教育施設又は児童・生徒等の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

#### 第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、教育対策部が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長の協力を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには、市長が

市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

## 第2 応急教育体制の確保

### 1 応急教育の実施予定場所の確保

教育対策部は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき	特別教室、体育館等の使用 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき	公民館、公共施設等の使用 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき	災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用
市内の大部分が被災したとき	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設の使用 応急仮校舎の建築

### 2 教員の確保

教育対策部は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

## 第3 災害時の応急措置

### 1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育対策部に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

### 2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、教育対策部へ連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

#### (1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

#### (2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は教育対策部と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

#### (3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに教育対策部に保護した児童・生徒等数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、教育対策部と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

(1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。

(2) 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また保護者に通報する。

(3) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。

(2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。

(3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊出しの用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。

(4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は、市及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学用品等の確保

教育対策部は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

## 第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 379

## 第21節 清掃計画

環境課

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

### 第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、中北林務環境事務所環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

### 第2 ごみ処理

#### 1 被害状況等の把握

市民対策部は、災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

#### 2 収集方法

(1) 災害時のごみの収集は、委託・許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。

なお、収集する際には、委託・許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(2) 収集場所は指定の集積所とするが、被災地の状況に応じて臨時集積所を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。

資料編 ・ 一般廃棄物収集運搬業者一覧

P 317

#### 3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

(1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

(2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

#### 4 処理方法

(1) 可燃ごみ及び不燃ごみは、ごみ処理施設で処理する。

(2) ごみ処理施設が被災した場合、あるいは処理能力を超えるごみが排出された場合は、環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理又は焼却処理、あるいは県、他市町村及び民間の廃棄物処理業者等に協力を依頼し、他の処理施設に搬送して処理する。

なお、ごみ処理施設以外の場所でごみを処理するときは、環境衛生指導員の指示により行う

ものとする。

- (3) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（中北地域県民センター林務環境部環境課）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
中巨摩地区広域事務組合広域清掃センター	中央市一町畑1200	(055) 273—5711	270 t / 日

## 5 ごみ処理量の算出

ごみ処理量については、次の基準値を目安に算出する。

——— ごみ処理量の算出基準（1戸当り） ———  
・全壊（流出） 1トン ・半壊 0.5トン ・床上浸 0.2トン

## 6 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底を周知する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、自主防災会等の協力を依頼して実施するものとする。

# 第3 し尿処理

## 1 被害状況等の把握

市民対策部は、災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

## 2 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

資 料 編 ・ し尿収集許可業者一覧

P 318

## 3 処理方法

(1) 収集したし尿の処理は、し尿処理施設で行う。

(2) 災害が大規模なため処理能力を超えるとき、若しくは処理施設が被災により処理が困難な場合は、環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理、あるいは必要に応じて近隣の他処理施設へ搬送して処理する。

なお、し尿処理施設以外の場所ではし尿を処理するときは、環境衛生指導員の指示により行うものとする。

- (3) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（中北地域県民センター林務環境部環境課）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
中巨摩地区広域事務組合衛生センター	中央市乙黒1803—3	(055) 273—4167	85kl / 日

## 4 し尿処理量の算出

し尿処理量については、次の基準値を目安に算出する。

$$\text{要総処理量 (kl)} = (\text{全壊} + \text{半壊} + \text{床上浸水}) \text{戸数} \times 75l$$

#### 5 仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

#### 6 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

### 第4 災害廃棄物処理

#### 1 発生量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な機材や仮置場を確保する。

#### 2 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋などのガレキは、処理に長時間を要するため、ガレキの発生量、道路状況等を勘案して、避難の完了した避難地等の公有地の中から仮置場を確保する。

#### 3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、分別収集体制の確保を図る。

#### 4 がれきのリサイクル

応急活動後、市は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

### 第5 応援協力要請

市のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力度体制の整備に努める。

### 第6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとするが、必要により環境上支障のない場所で焼却又は地下への埋せつ等を行う。この際、環境衛生指導員の指示により行うものとする。

## 第2章 第2節 応急住宅対策計画

建設課

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所を修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

## 第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資器材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには市長が行うものとする。

## 第2 供与及び修理の対象者

### 1 応急仮設住宅を供与する被災者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

ア 特定の資産のない失業者

イ 特定の資産のないひとり親家族

ウ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者

エ 特定の資産のない勤労者

オ 特定の資産のない小企業者

カ アからオまでに準ずる者

### 2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

## 第3 設置場所の選定

### 1 建設予定地

市は、応急仮設住宅の建設予定地として次の用地を選定している。応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

### 応急仮設住宅建設候補地リスト

作成日 平成18年2月20日

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 m ²	建設戸数 戸	特記事項
豊富農村広場	中央市大鳥居3866	中央市	7,950	68	
豊富農村公園	中央市木原、関原地内	中央市	32,792	130	飲水兼用防火水槽
公園用地	中央市山之神3629—1	中央市	3,001	36	
田富ふるさと公園	中央市臼井阿原1740	中央市	10,293	109	
田富福祉公園 (ゲートボール場)	中央市臼井阿原205—1	中央市	13,413	39	
サブセンター用地	中央市臼井阿原1653—7	中央市	3,077	24	
玉穂ふるさとふれあい広場	中央市乙黒1—1	中央市	43,000	170	
中巨摩地区公園	中央市一町畑59	中巨摩広域 事務組合	25,633	185	

## 2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- (1) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (2) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (3) 被災者の生業の見通しがたつ場所
- (4) 水害、液状化等の二次災害のおそれがない場所

## 第4 建設資機材及び業者の確保

市は、木材業者及び市内建設業者（大工、左官、建具、ブリキ職、配線工等）の協力により仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障害者等の災害時要援護者に配慮するよう努める。

## 第5 入居者及び修理対象者の選考

### 1 市営住宅への入居

市は、中央市営住宅条例（平成18年条例第158号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

### 2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急修理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、選考委員会等を設け、障害者や高齢者等の災害時要援護者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

## 第6 管理及び処分

- 1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- 2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

## 第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 379

## 第23節 救出計画

市民課 消防本部  
消防団 警察署

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

### 第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に

これの実施又は要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

## 第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際とともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

なお、災害のため、現に生命、身体が危険にさらされ、客観的にも明らかに救出を要する状態とは、例えば、次のような場合である。

- 1 火災の際に火中に取り残されたような場合
- 2 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- 3 水害の際に、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合

## 第3 救出の方法

### 1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、消防対策部を中心とした消防団班をもって救出班を編成し、市保有の救出資器材等を活用して実施する。必要により自主防災会、南消防署等の協力を依頼する。
- (2) 被災者の救出にあたっては、特に南甲府警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。
- (3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、中巨摩郡医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第15節「医療助産計画」の定めるところにより実施する。

### 2 救出資器材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出資器材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

### 3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資器材では救出が困難な場合は、応援協定に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出資器材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・災害時の応援に関する協定書	P 343
	・災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 353

## 第4 地域住民による初期活動

### 1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

### 2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、

警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

### 3 災害時要援護者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の災害時要援護者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、災害時要援護者の安全確保を図る。

## 第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 379

## 第24節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

市民課 消防団  
環境課 警察署

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

### 第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

### 第2 行方不明者及び死体の搜索

#### 1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の搜索依頼、受付は、市庁舎に相談窓口（担当：総務対策部、市民対策部、農政観光対策部）を設置し、南甲府警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

#### 2 搜索活動

搜索活動は、市職員、消防団員のほか南甲府警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市本部及び南甲府警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

#### 3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

### 第3 死体の処理

#### 1 処理方法

(1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 医療救護班が検案を行ういとまがない場合は、一般開業医が行うことができる。検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

(3) 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

(4) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処理票を作成する。

## 2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

## 3 身元確認

南甲府警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

## 4 死体収容（安置）所の開設

本部長は、寺院、公共建物又は公園等死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

## 5 死体の収容

(1) 本部長は死体処理台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式19））を作成のうえ、納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

(2) 市長（本部長）は埋・火葬許可証を発行する。

(3) 遺族その他の者より死体引取りの申し出があったときは、死体処理台帳によって整理のうえ引き渡す。

## 第4 死体の埋・火葬

### 1 埋葬の実施基準

遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合は、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

### 2 埋葬の実施方法

(1) 火葬は、火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。

(2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。

(3) 埋・火葬に付する場合は、埋葬台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式17））により処理するものとする。

資料編・各種救助に係る様式
---------------

P 392
-------

## 第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編・山梨県災害救助法施行細則（別表）
----------------------

P 379
-------

## 第 2 5 節 障害物除去計画

建設課

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

### 第 1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

### 第 2 障害物除去の要領

障害物の除去は、建設対策部建設班が担当し、市内建設業者等に請け負わせて速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

#### 1 住宅障害物の除去

##### (1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に流入したため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの

ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの

エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

##### (2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

#### 2 道路等の障害物の除去

##### (1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第11節「緊急輸送計画」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

##### (2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

### 第 3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積す

るものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を借上げ使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

#### 第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第13節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ・ 山梨県災害救助法施行細則（別表）

P 379

## 第26節 生活関連事業等の応急対策計画

東京電力(株)山梨支店

東京ガス(株)甲府支社

消防団 消防本部 郵便局

### 第1 電力事業施設応急対策（東京電力(株)山梨支店）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力(株)山梨支店の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

#### 1 防災体制

##### (1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・東海地震注意情報が発表された場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

##### (2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨支店内に災害対策本部を、支社に同支部を設置する。

#### 2 応急復旧対策

##### (1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

##### (2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

##### (3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

##### (4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

#### (5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

### 第2 都市ガス事業施設応急保安対策

東京ガス(株)甲府支社が行う応急保安対策は、次のとおりである。

#### 1 一般ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

	東京ガス(株)甲府支社
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目1—12
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口3—1—12 球形ホルダー 40,000m ³ 1基  甲府市飯田2—3—37 球形ホルダー 20,000m ³ 1基
(4) 施設の状況 及び供給状況	甲府市、中央市及び昭和町の供給域内29,700戸へ導管により供給
(5) 修理機材名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができています。

防災体制：非常災害（地震）対策要領による。

#### 2 予備施設及び貯蔵原材料

(1) 予 備 動 力	予備施設緊急用LNG気化器3.5t/h×2基
-------------	------------------------

#### 3 発災時の措置

(1) 停 電 時 の 措 置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。
(2) 交通途絶時に措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しないかぎり供給可能
(4) 供給設備被災時に措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。 災害の状況により本社の応援態勢がある。
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー2基のうち一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける。

### 第3 簡易ガス施設応急保安対策

#### 1 ボンベハウス

##### (1) ボンベハウスに異常を認めたとき

ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

## 2 導管

### (1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

### (2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

## 3 復旧体制

1 及び 2 に掲げる応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

資料編・簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等
--------------------------

P 359
-------

## 第4 液化石油ガス応急保安対策

### 1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、協会に「災害対策本部」を設置する。

### 2 応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

## 第5 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

### 1 火薬類の応急対策

#### (1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときには、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。

ウ ア、イの措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれがあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

(2) 市長の措置

ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害の防御又は災害の拡大防止を図る。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防御又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防

止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

#### (2) 市長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防御又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

### 4 毒物劇物の応急対策

#### (1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

#### (2) 市長の措置

ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部及び南甲府警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入の制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、甲府地区広域行政事務組合消防本部に出動を要請し、災害防御又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

### 5 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、南甲府警察署、南消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

(1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。

(2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し、医療施設へ収容する。

(3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講じる。

(4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移

し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立入りを禁止する。

(5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

## 第6 郵政業務応急対策計画

郵便局株式会社及び同管内所在の郵便局は、郵政事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

### 1 郵便関係

#### (1) 郵便葉書等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し、災害救助法が発動されたときは、郵便葉書等の無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、避難所に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯あたり通常葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

#### (2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

##### ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

##### イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

引受局は、簡易郵便局を含むすべての郵便局とする。

##### ウ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

### 2 電報・電話関係

被災者が災害救助法が発動された市内に所在する郵便局から発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容としN T T が定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

### 3 為替貯金関係

郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

### 4 簡易保険・郵便年金関係

郵便局長は、市に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や「保険金（倍額保険金を含む。）貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

### 5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体及び中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替により送金するときは通常払込及び通常振替の料金免除の取扱いを実施する。

## 第 2 7 節 労働力確保計画

総務課

甲府職業安定所

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

### 第 1 県、他市町村長への応援要員

県や他市町村長への応援要請による職員の確保、また応援協定に基づく必要な職員の確保については、本章第 3 節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

### 第 2 労働力の確保

1 甲府職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

- (1) あっ旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広告に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。

2 市長は、甲府職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

### 第 3 災害応急対策求人について

市長は、甲府職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

職種別所要求人の数	宿泊施設の状況
作業場所及び作業内容	必要とする期間
作業時間、賃金等の労働条件	その他必要な事項

### 第 4 費用等

- 1 災害応急対策に公共職業安定所のあっ旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。
- 2 甲府職業安定所長は、応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について所轄の地方連絡本部長と協議し、必要により適宜調整を行いながら実施する。

## 第 2 8 節 民生安定事業計画

財政課 収納課

会計課 商工観光課

税務課 農政課

### 第 1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における

## 自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

### (2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

## 2 被災者生活再建支援金の支給条件

### (1) 支援金の限度額

	限度額
複数（2人以上）世帯	300万円
単数（1人）世帯	225万円

### (2) 支給対象経費

ア 全壊世帯

被災世帯の生活に通常必要な物品の購入費又は修理費

（自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食堂セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具、自転車、電話機、テレビ、ラジオ及び冷暖房器具）

被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な物品の購入費又は修理費

（防寒服、ベビーベッド、うば車（ベビーカー）、学生服、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器及びその他内閣総理大臣が必要と認めた医療用具又は福祉用具）

自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用

住居の移転に通常必要な移転費（ に掲げるものを除く。）

被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費

住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価

住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合における当該住宅の家賃

住宅の再建設（全壊世帯が従前居住していた住宅（以下この号において「従前住宅」という。）の存していた土地（土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合にあっては、当該土地以外の土地）の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。）のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料

住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料

その他、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって、次にあげるもの

- ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
- ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬

- ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
- ・ 水道の給水申込みに際し水道事業者に支払う料金

## イ 大規模半壊世帯

住宅（公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する場合における当該住宅の家賃

住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料

住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料

～ に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であって内閣府令で定めるもの

- ・ 住宅の建築確認、完了検査又は中間検査の申請に係る手数料又は報酬
- ・ 住宅の購入又は賃借の代理又は媒介に係る報酬
- ・ 住宅に係る表示の登記、所有権保存の登記、所有権移転の登記又は抵当権設定の登記に係る報酬
- ・ 水道の給水申込みに際し水道事業者に支払う料金

## 3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

## 第2 中小企業金融対策

### 1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 （代理店） 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域 地域に所在する直接	既往貸付の残高にかかわらず （直貸） 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 （代理貸） 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率 （ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。）	10年以内 （2年以内の据置期間を含む。）	必要に応じて	特別利率を適用する場合は市長の発行するり災証明書が必要
国民生活金融公庫 甲府支店 （代理店）	災害貸付		(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加え	それぞれの融資制度の利率（ただ			1 直接被害者は原則として市長の発行す

各信用金庫 各信用組合		の 又は 間接に被害を被った 中小企業者 のうち公庫、金庫が特に指定した	た額 (2) 特に異例の災害 の場合は、その都 度定める。	し、特災利 率についてはその都度 定める。)		担保・保証人を求める。	るり災証明書 が必要 2 災害の発生 した日から6 カ月目の月末 まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災 害 復 旧資金		組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所 定の利率 (ただし、 特定の激甚 災害等につ いてはその 都 度 定 め る。)	設 備 資 金 20年以内 運 転 資 金 10年以内 (各3年 以内の据 置期間を 含む。)		

## 2 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人あたりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

## 第3 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還(うち3年据置)

2 改修住宅 200万円、11年償還(うち1年据置)

住宅金融支援機構と併せ貸し

貸付利率は災害発生時の公庫の基準金利と同率

## 第4 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

### 1 天災資金

貸 付 対 象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資 金 の 使 途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸 付 限 度 額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人200万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円(政令で定める資金として貸し

	付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額が、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額   (被害組合の運営に必要な資金)   農協、同連合会等   農協2,500万円(連合会5,000万円)   激甚災害の場合、農協5,000万円(連合会7,500万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平成総収入の50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

## 2 主務大臣指定災害復旧資金(農林公庫資金)

(平成8年10月23日現在)

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者
資金の用途	農舎、畜舎、サイロ、堆肥舎、農作物育成管理用施設、農機具等の復旧
限度額	1施設あたり200万円以内(特に必要と認める場合は400万円)又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い方
貸付利率	年3.1%(激甚災害の場合貸付後3年間は3%)
据置期間	3年以内
償還期限	15年以内
資金源	国の財投資金を農林漁業金融公庫が貸し付ける。

## 第5 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対象者	被災低所得世帯	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり。)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	制限なし
資金の種別	災害援護資金		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	350万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始258万円 事業継続129万円
貸付期間	7年以内 (うち災害状況に応じ て2年以内の据置)	10年以内 (うち3年据置)	住宅6年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	年賦、半年賦、月賦等	年賦又は半年賦	半年賦
貸付利率	年3%	年3%	年3%

そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実 施 機 関	山梨県社会福祉協議会	中央市（県は全額市に貸与、国はそのうち2 / 3を貸与する。）	県

## 第6 義援金品募集配分計画

### 1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

### 2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施する。

### 3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。